

第2次養父市障害者計画 第3期養父市障害福祉計画

～ 障害のある人もない人も共に生きる福祉の郷・養父市 ～



平成24年3月

養父市

ごあいさつ



養父市では、平成 18 年度に第 1 次障害者計画として「養父市障害者プラン（障害者計画及び障害福祉計画）」を策定し、計画の基本理念「障害のある人もない人も共に生きる福祉の郷・養父市」を実現するために、様々な障害者福祉施策を推進してまいりました。

その後、5 年が経過するなかで、障害者基本法の改正や障害者自立支援法の改正等、障害者に関わる各種法律や制度が大きく変化し、身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種別に関係なく共通の福祉サービスが利用可能となりましたが、障害者のニーズも多様化、複雑化してきており、さらなる充実が求められています。

このため、これまでの国・県及び本市の施策の流れを踏まえ、これまでの取り組みを検証し、今後の本市における障害者施策全般にわたる基本指針としてこのたび「第 2 次養父市障害者計画・第 3 期養父市障害福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画の実現に向け、市民の皆様や関係機関、関係団体等との連携と協働により障害者施策を推進してまいりますので、引き続き皆様方のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画策定にあたりまして、ご尽力いただきました養父市障害者計画及び障害福祉計画策定委員の皆様、アンケートやヒアリング調査等にご協力いただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

平成 2 4 年 3 月

養父市長 広瀬 栄

【目次】

第2次養父市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方	
第1節 計画策定の背景及び趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第2章 養父市における障害者の現状と課題	
第1節 養父市の人口と世帯数	4
第2節 手帳所持者数の推移	5
第3節 ニーズ調査（アンケート調査、ヒアリング調査）の結果	9
第4節 養父市障害者プラン（平成18年度から平成23年度）の検証と課題	28
第3章 計画の基本理念と視点	
1 基本理念	34
2 基本的視点	35
第4章 施策の展開	
基本目標1 安心して暮らせる基盤づくり	
1 療育・教育支援の基盤づくり	37
2 生活支援の基盤づくり	40
3 住みやすい環境の基盤づくり	45
基本目標2 生きがい・社会参加の環境づくり	
1 雇用・就労の基盤づくり	48
2 文化・スポーツ活動の推進	49
基本目標3 共に支えあう環境づくり	
1 広報・啓発の充実	50
2 障害福祉にかかわる団体等の活動支援	51
3 福祉にかかわる人材の育成	51
第5章 計画を推進するために	
1 計画の周知	52
2 推進体制づくり	52

第3期養父市障害福祉計画

第1章	基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	54
2	計画の基本理念	54
3	障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	54
4	障害福祉計画の作成に関する事項	54
5	障害者自立支援法のサービス体系	55
第2章	平成26年度の数値目標	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	56
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	57
3	福祉施設からの一般就労への移行	58
4	就労移行支援事業の利用者数	59
5	就労継続支援(A型)事業の利用者割合	59
6	目標達成に向けた行政率先行動	60
第3章	サービス必要量及び確保のための方策	
1	障害福祉サービスに関すること	61
2	地域生活支援事業に関すること	68
参考	障害児通所支援系サービス	72
資料編		
1	ヒアリング調査結果票	74
2	養父市障害者計画及び障害福祉計画計画策定委員委員会設置要綱	89
3	第2次養父市障害者計画、第3期養父市障害福祉計画策定委員会 委員名簿	90

第2次養父市障害者計画

(平成24年度～平成29年度)

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景及び趣旨

本市では、平成18年度に平成22年度までを計画期間（平成23年度まで延長）とする「養父市障害者プラン（障害者計画及び障害福祉計画）」を策定し、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる社会をめざして、様々な施策を推進してきました。

（障害福祉の流れ）

社会情勢の大きな変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、障害者施策を取り巻く状況も変化しています。

平成13年5月、WHO（世界保健機関）総会で採択された「国際生活機能分類」において、障害を機能障害、能力障害というマイナス面ではなく、心身機能の不自由さを生活活動で補い、豊かな人生を築くというプラス面からみる考え方や、障害を持つことは誰にも起こりうるもの（活動の制約や参加の制限等）と提起されています。

平成17年4月施行の「発達障害者支援法」では、発達障害を法的に位置付け、平成19年4月には「学校教育法」の中に特別支援教育が位置付けられ、すべての学校において障害のある幼児・児童・生徒の支援を充実させることとなりました。

（障害者への福祉サービス）

平成15年4月開始の「支援費制度」により、利用者の意思でサービスを選択できる利用契約制度へと転換しましたが、客観的な基準がないため各サービス水準の格差や福祉サービス整備の遅れ等の地域格差、予想以上の利用者増加による財源不足等、様々な問題点が出てきました。

また、平成18年10月に全面施行された「障害者自立支援法」により、障害ごとに分かれていたサービス体系を再編して各種サービスを一元化し、就労の場を確保する支援を強化するために就労移行支援事業等が創設されました。しかし、利用者負担が定率1割の応益負担をはじめ制度全般について全国的な議論となり、「障害者自立支援法」は平成25年8月までに廃止し、障害者支援のあり方が見直されることとなりました。

（今後の障害者福祉の動向）

平成22年12月に「障害者自立支援法の一部改正」があり、応能負担への変更や発達障害者も「障害者自立支援法」の対象者になることが明確化されました。

さらに、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法を点検し、必要な改正を行っているところです。平成23年6月には「障害者虐待防止法」、7月には「障害者基本法の一部改正」が成立し、現在「障害者総合福祉法（仮称）」の制定にむけた検討が進められています。

このため、これまでの取り組みを見直し、近年の社会状況の変化に対応した今後の方向性を示すため「養父市障害者プラン」を継承しながら、新たな計画として「第2次養父市障害者計画」及び「第3期養父市障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定したものであり、本市における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけ、国の「障害者基本法」及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉プラン」を踏まえたものとします。

また、この計画は「養父市総合計画」に即した内容とし、「養父市地域福祉計画」を基に「養父市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」、「養父市保健医療計画」及び「養父市次世代育成支援後期行動計画」等の各種計画との整合性を図ったものとします。

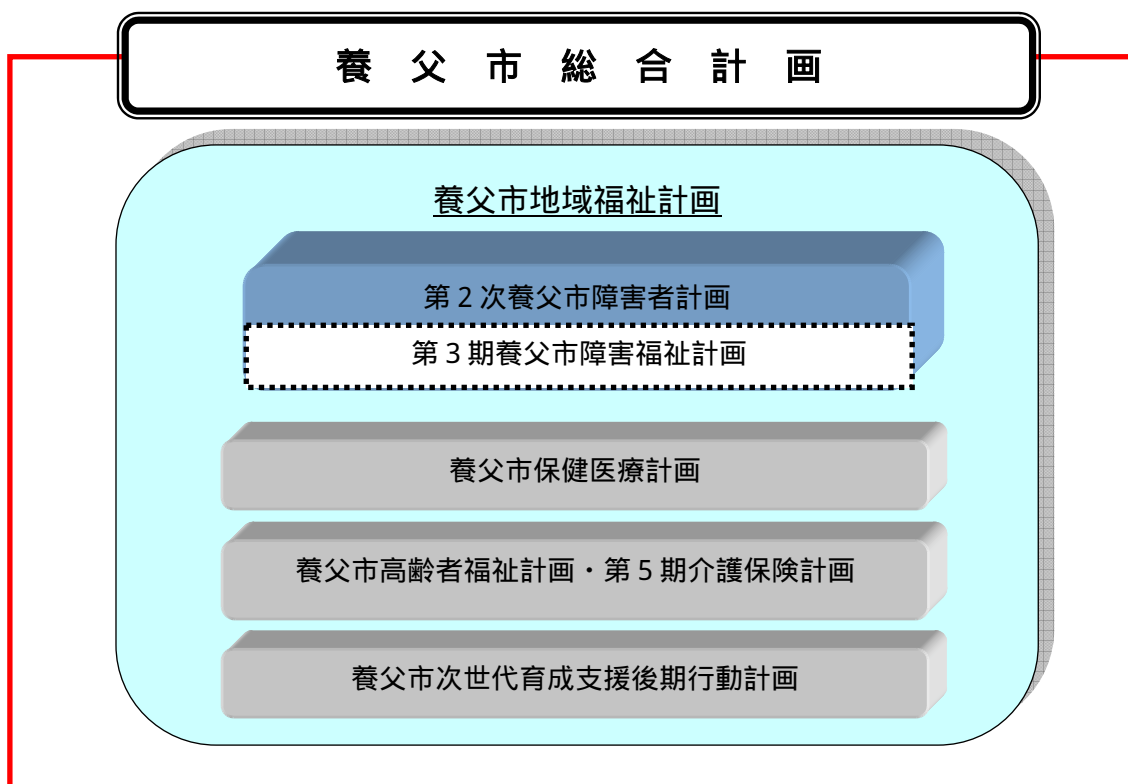
(参考)

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。



第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間とします。

ただし、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種サービスについては、平成26年度までの目標値を設定することとされているため、第3期障害福祉計画は平成24年度から平成26年度までの3年間で計画期間とします。

また、計画については、今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等について大幅な変更が生じた場合、適宜見直しを行うものとします。

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			第2次養父市障害者計画					
第2期 養父市障害福祉計画			第3期 養父市障害福祉計画					

(計画の対象者)

本計画は、障害のある人もない人も、共に生活し、活動できる地域をめざし、ノーマライゼーション¹⁾の理念に基づき、すべての市民を対象とします。

¹⁾ ノーマライゼーション：1960年代にデンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方で、また、それに向けた運動や施策等も含まれる。

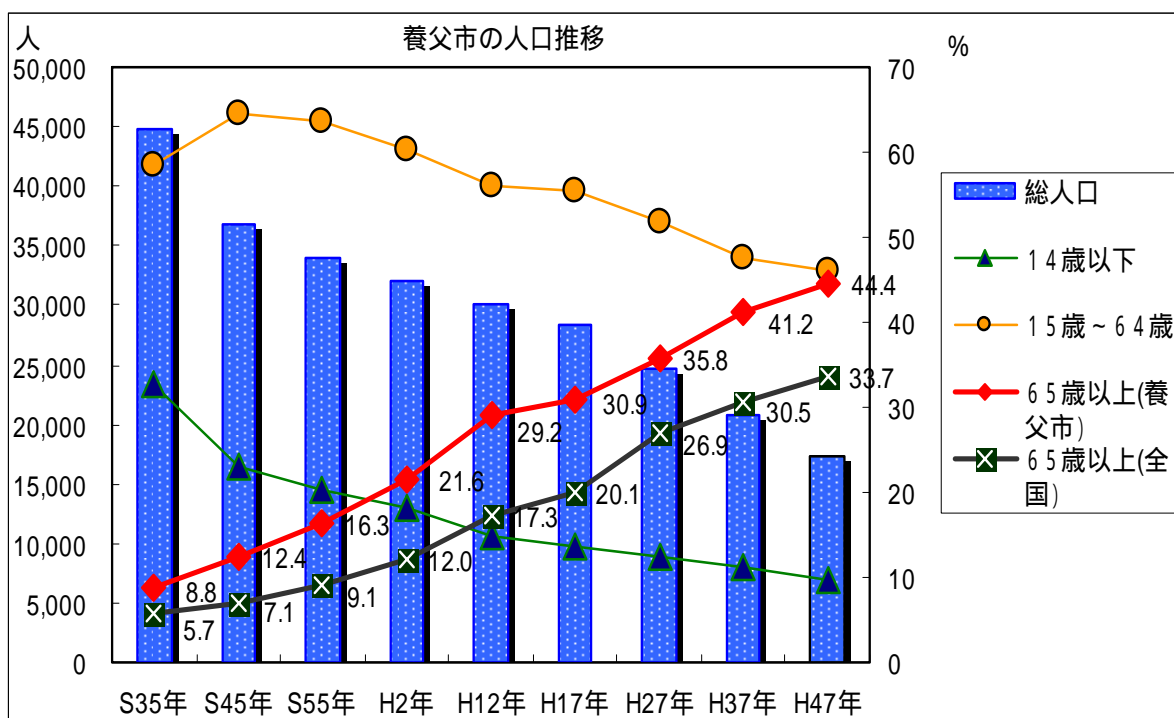
第2章 養父市における障害者の現状と課題

第1節 養父市の人口と世帯数

1 人口の動向

養父市は平成16年度に養父郡4町が合併し誕生しました。合併当時は約3万人だった人口が平成22年度の国勢調査では、26,501人に減少しています。

中でも「0歳から14歳」の年少人口及び「15歳から64歳」の生産年齢人口（働き手）が大きく減少し、65歳以上の高齢者人口が増加するという少子化、高齢化が急速にすすんだ状態です。今後、人口は平成27年に24,000人、平成47年には17,000人になると推計されています。



出典：国勢調査より

兵庫県市区町別主要統計指標より

2 世帯の動向

全体の世帯数は多少の増減はありながらも9,000世帯で推移しています。しかし、1世帯当たりの人員が減少しており、世帯の小規模化が進行しています。

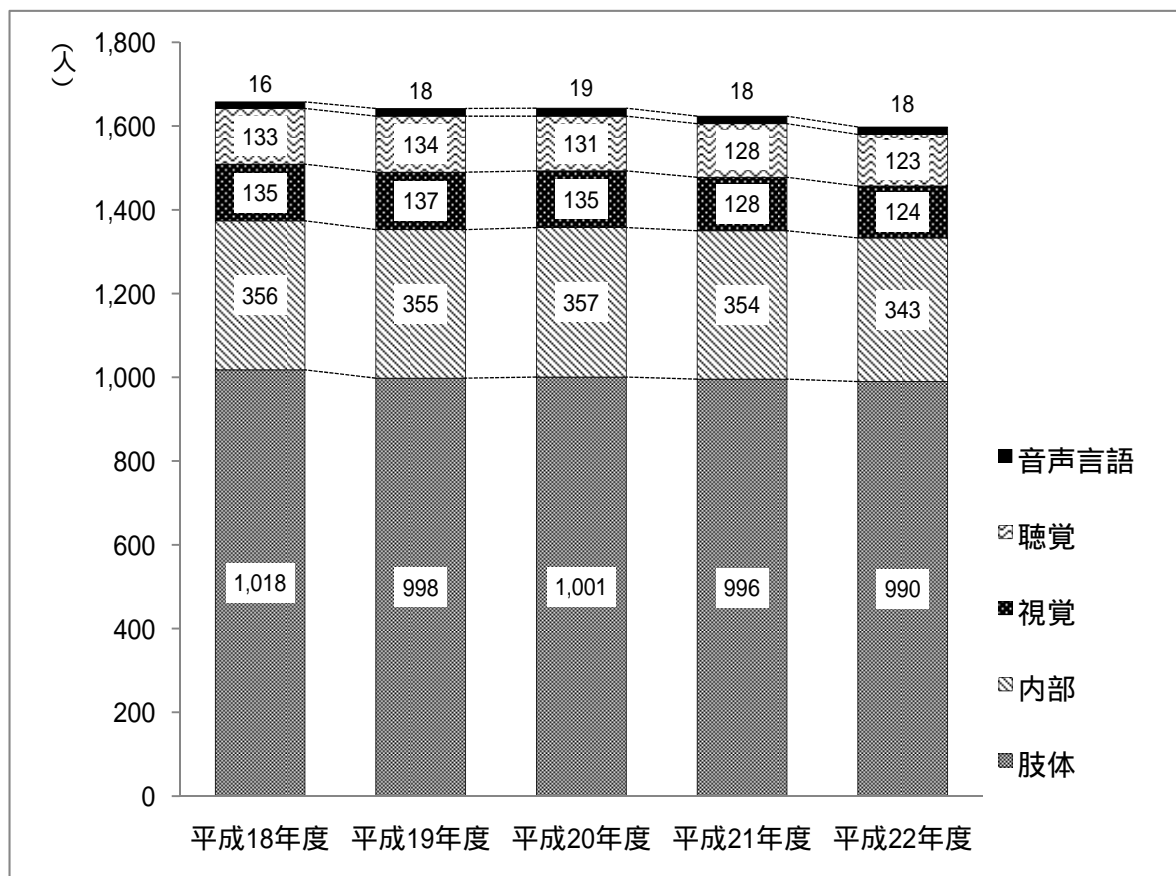
第2節 障害者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成18年度末の1,658人からわずかに減っており、平成22年度末には1,598人となっています。

また、障害区分では「肢体」の割合が最も多くなっています。



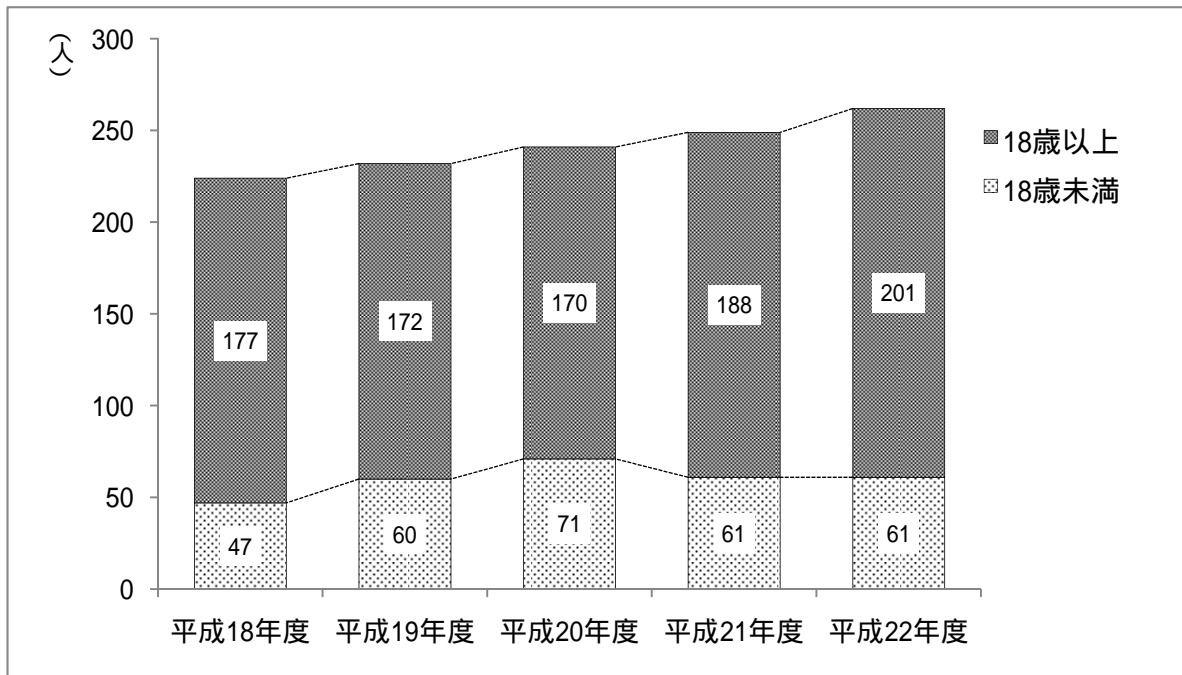
(単位:人)

障害区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
肢体	1,018	998	1,001	996	990
内部	356	355	357	354	343
視覚	135	137	135	128	124
聴覚	133	134	131	128	123
音声言語	16	18	19	18	18
計	1,658	1,642	1,643	1,624	1,598

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 18 年度末の 224 人から徐々に増加傾向にあり平成 22 年度末には 262 人と 4 年間で 38 人増加しています。
また平成 22 年度末における 18 歳未満の比率は約 23%となっています。



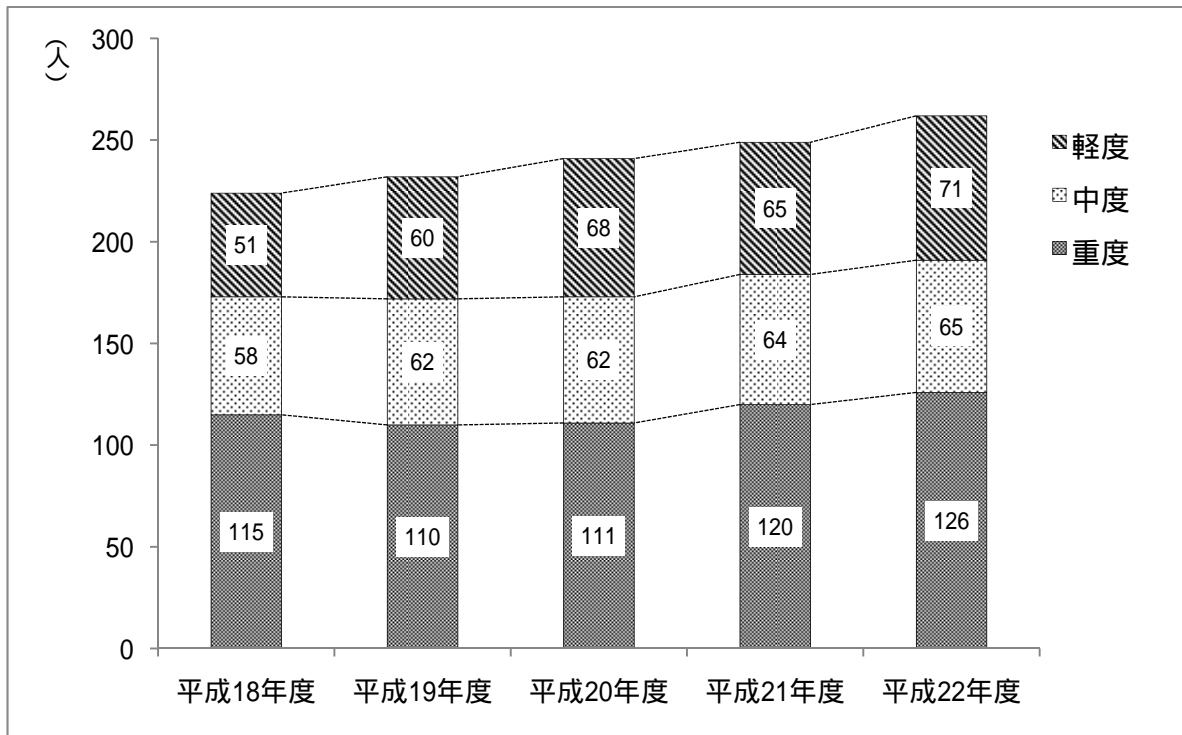
(単位:人)

年齢階層	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
18 歳未満	47	60	71	61	61
18 歳以上	177	172	170	188	201
計	224	232	241	249	262

年齢階層	平成 22 年度	割合 (%)
18 歳未満	61	23.3
18 歳以上	201	76.7
計	262	100

障害程度別療育手帳所持者数の推移

障害程度別にみると程度の差はなく、療育手帳所持者数が全体的に増加傾向にあります。また、重度の方が全体の48%を占めています。



(単位:人)

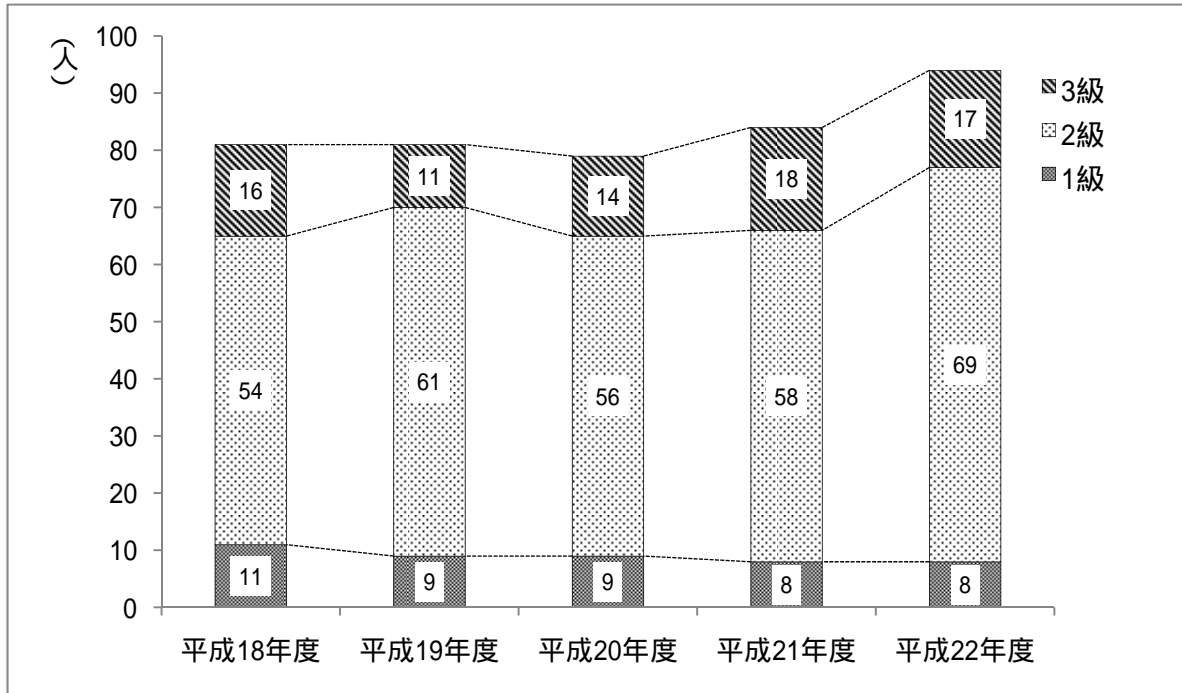
障害程度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
重度	115	110	111	120	126
中度	58	62	62	64	65
軽度	51	60	68	65	71
計	224	232	241	249	262

障害程度	平成 22 年度	割合 (%)
重度	126	48.1
中度	65	24.8
軽度	71	27.1
計	262	100

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、平成 18 年度から微増しており、平成 22 年度は 2 級の割合が 73% になっています。



(単位:人)

等級	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 級	11	9	9	8	8
2 級	54	61	56	58	69
3 級	16	11	14	18	17
計	81	81	79	84	94

等級	平成 22 年度	割合 (%)
1 級	8	8.5
2 級	69	73.4
3 級	17	18.1
計	94	100

第3節 ニーズ調査（アンケート調査・ヒアリング調査）の結果

1 アンケート調査の結果

【調査概要】

(1) 調査目的

「第2次養父市障害者計画」及び「第3期養父市障害福祉計画」策定にあたり、障害者の状況やニーズ、さらに障害者施策への要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施する。

(2) 調査方法 平成23年9月1日現在

1 調査対象 市内に住所を有する障害者手帳所持者のうち

500人を無作為抽出

身体障害者手帳所持者 425人

療育手帳所持者 50人

精神障害者保健福祉手帳所持者 25人

2 実施方法 郵送による配布回収

3 調査期間 平成23年9月12日～26日

4 回収状況 有効回収数 334人 有効回収率 66.8% 内 65歳未満 91人

(3) 集計上の留意点

1 回答率は小数点第二位を四捨五入して小数第一位までを表記。

このため、合計が100%にならない場合があります。

2 複数回答方式では、百分率の合計が100%を超えることがあります。

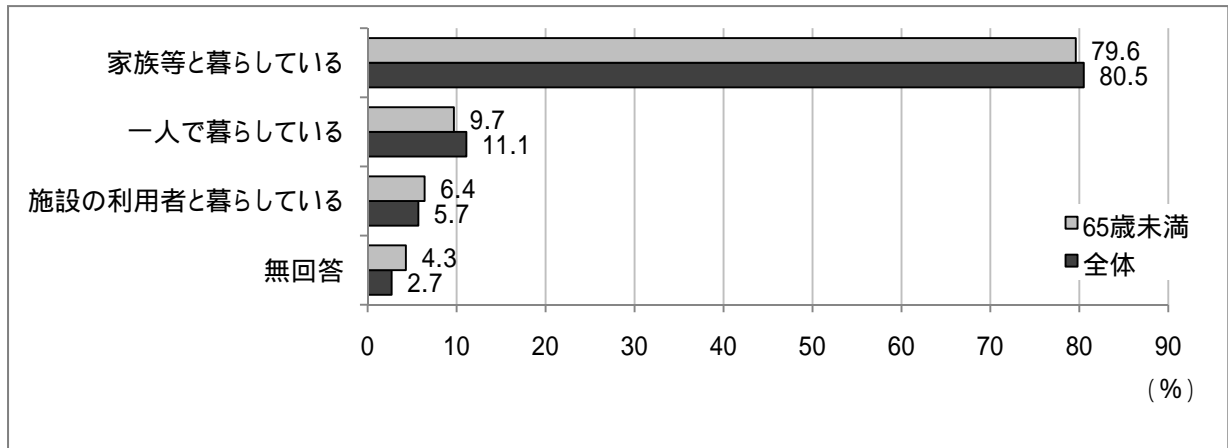
障害者計画・障害福祉計画にかかるアンケート調査の結果(抜粋)

～全体結果と65歳未満における結果の比較～

(1) 生活状況

くらしの状況

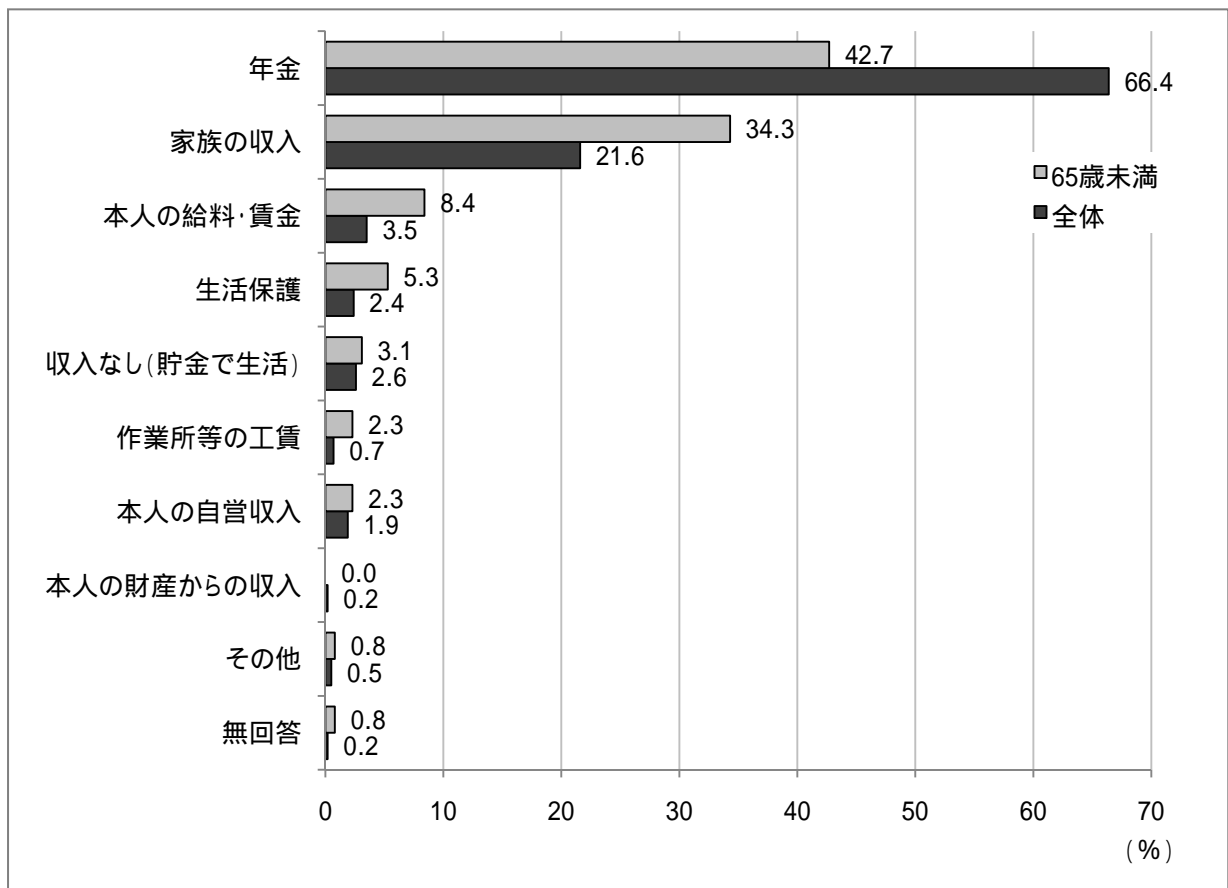
全体結果と65歳未満の結果を比較すると、くらしの状況については差がなく、家族と暮らしている方が大半です。



主な収入

年齢にかかわらず、「年金」が最も多く、次いで「家族の収入」となっています。

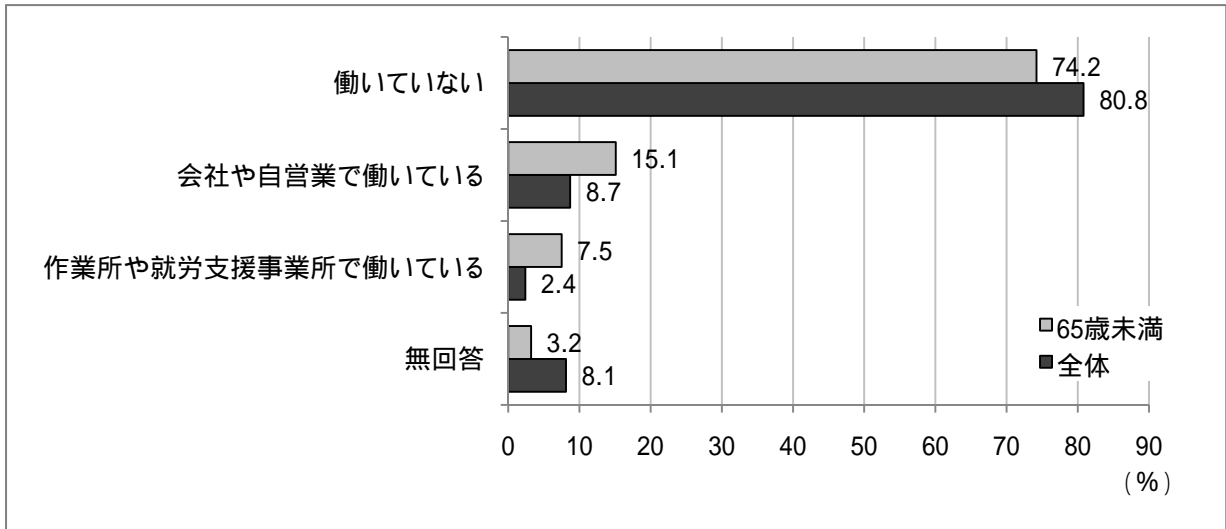
(複数回答あり)



(2) 就労状況

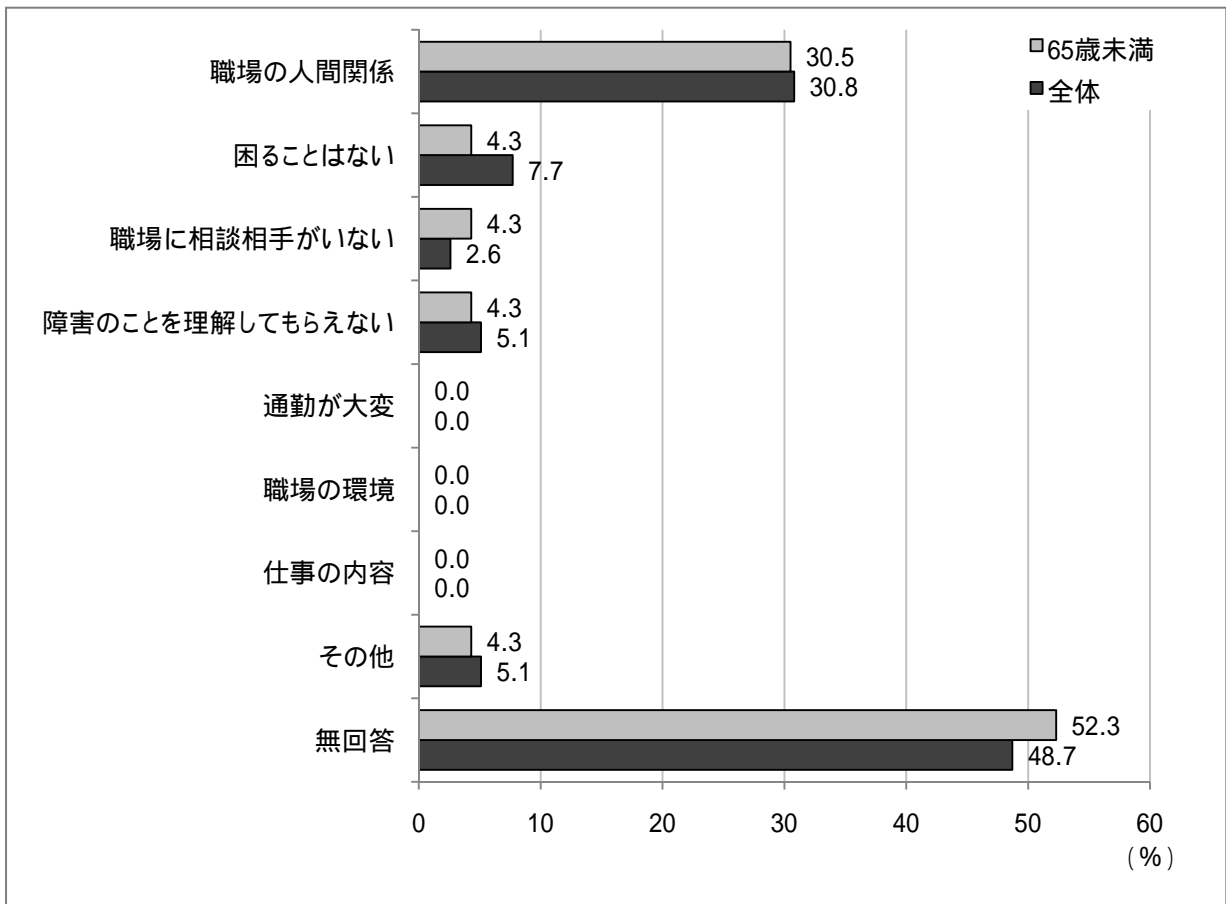
就労の有無

年齢にかかわらず「働いていない」が最も多く、働いている方の中では「会社や自営業で働いている」が最も多くなっています。



働く上で困る理由（就労者限定設問）

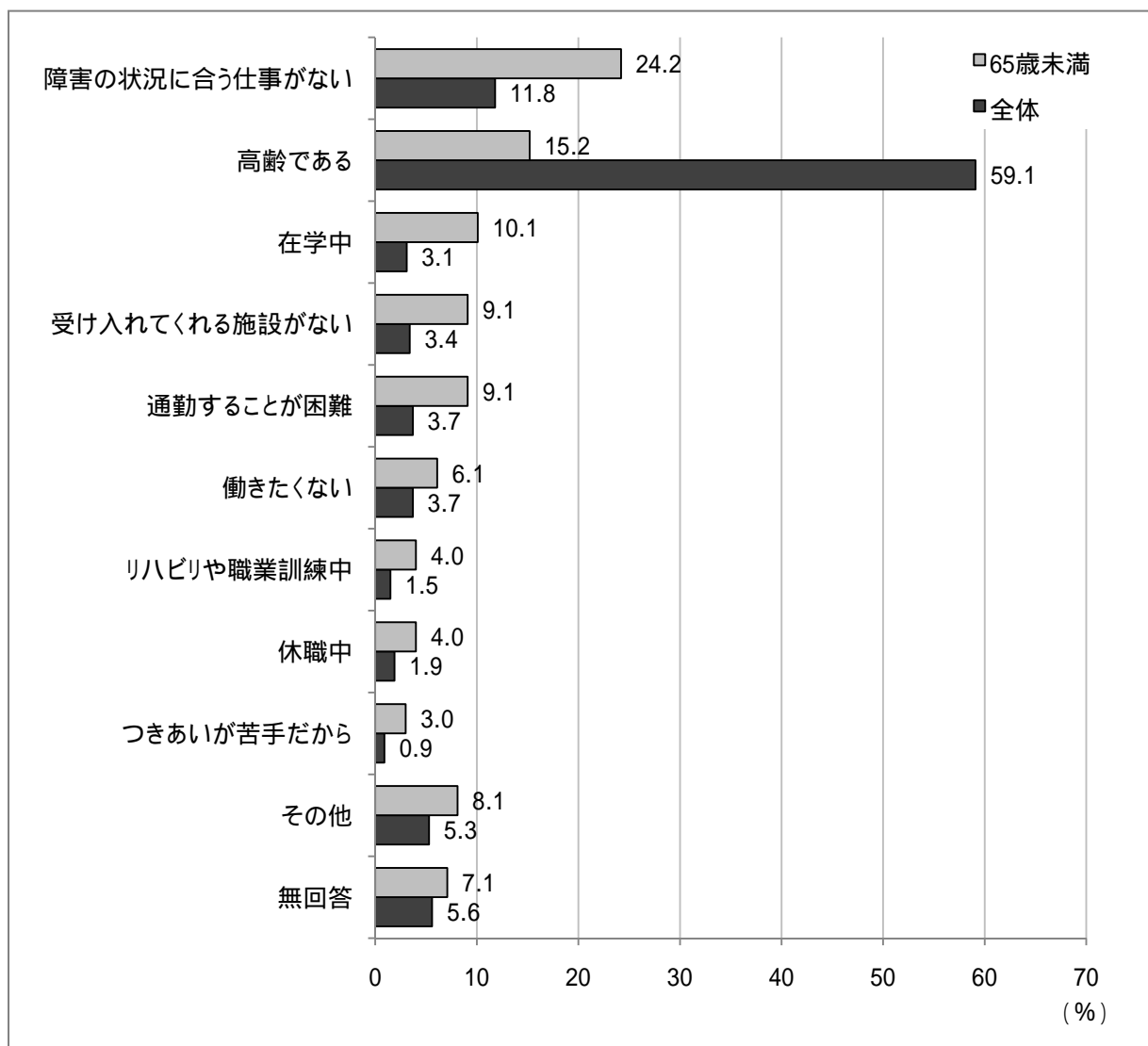
「職場の人間関係」に困っていると感じている方が、年齢を問わず最も多くなっています。
(複数回答あり)



就労していない理由（未就労者限定設問）

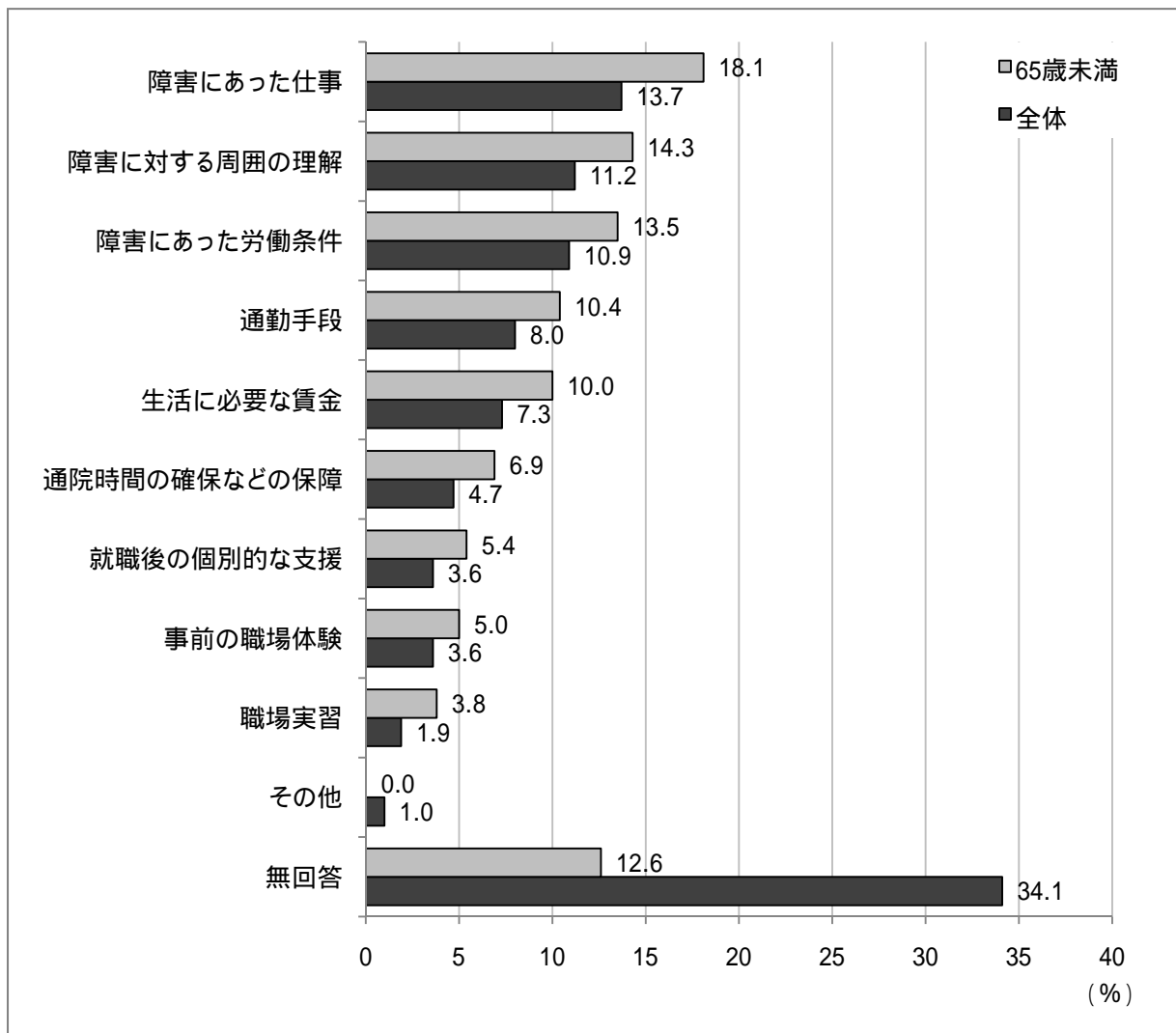
65歳未満の方は「障害の状況に合う仕事がない」が最も多く、高齢や在学中といった理由を除くと「受け入れてくれる施設がない」「通勤することが困難」が多くなっています。

一方、65歳未満で「働きたくない」が6.1%あります。（複数回答あり）



就労のための条件

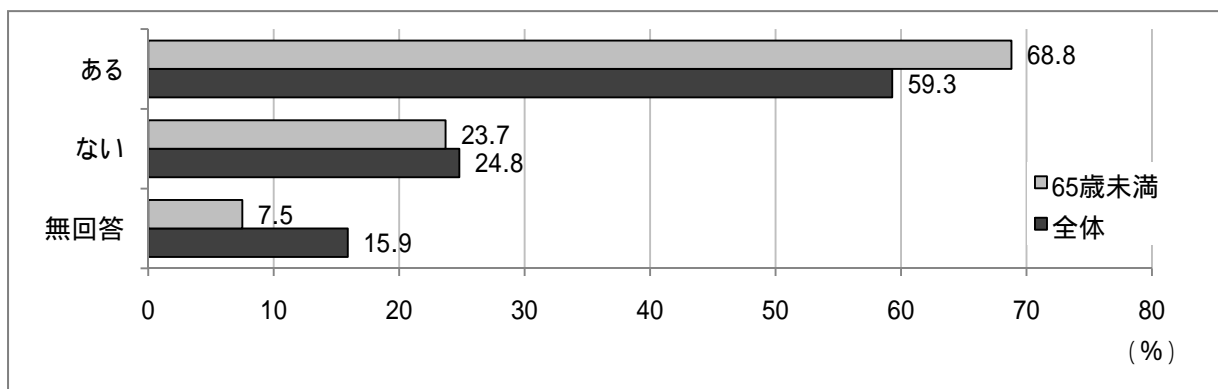
65歳未満は「障害にあった仕事」が最も多く、次いで「障害に対する周囲の理解」「障害にあった労働条件」と続いています。また、一つの理由に偏っているわけではないことから、就労のためには多くの条件が必要であることが分かります。（複数回答あり）



(3) 相談したいこと及び相談先

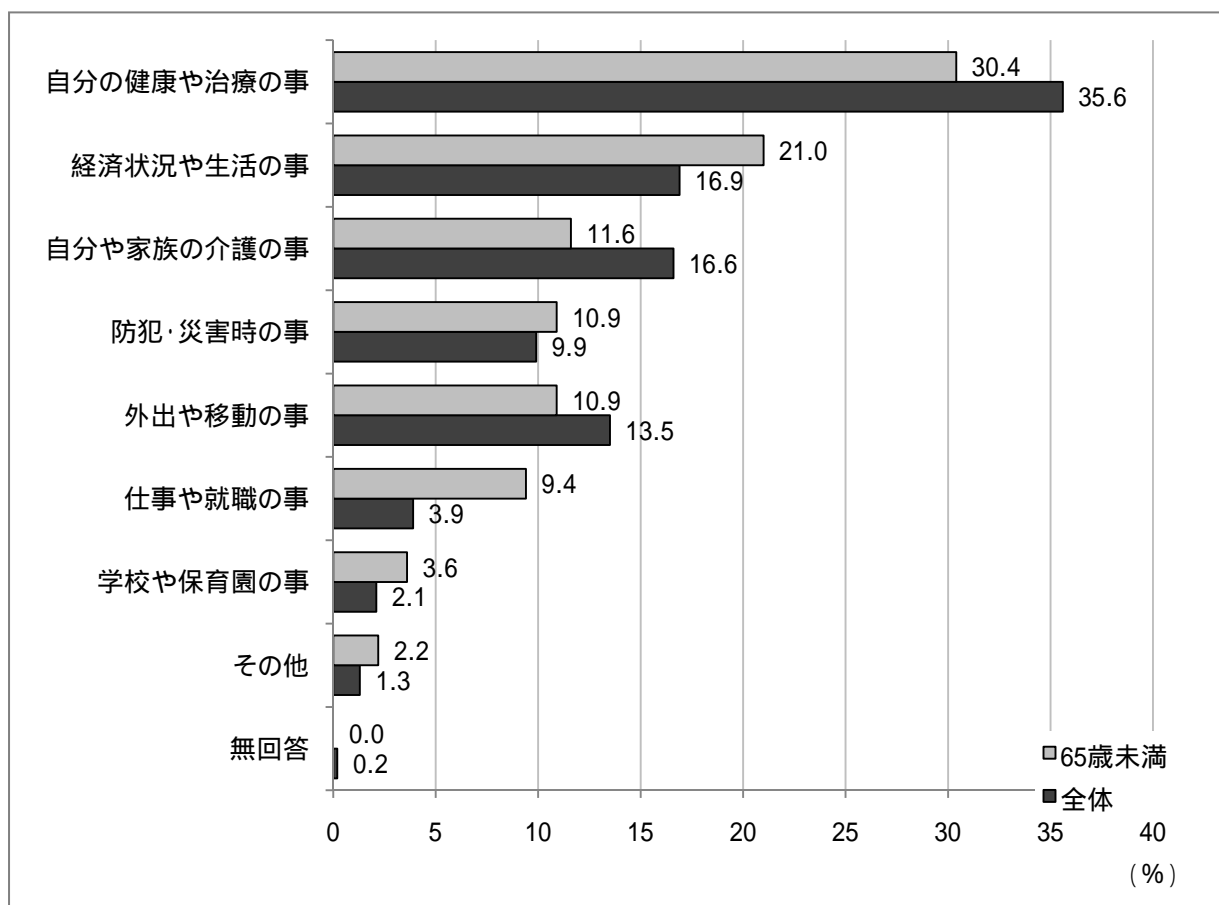
相談したいことの有無

全体で「ある」と答えた方が59.3%ありますが、65歳未満ではさらに高くなっています。



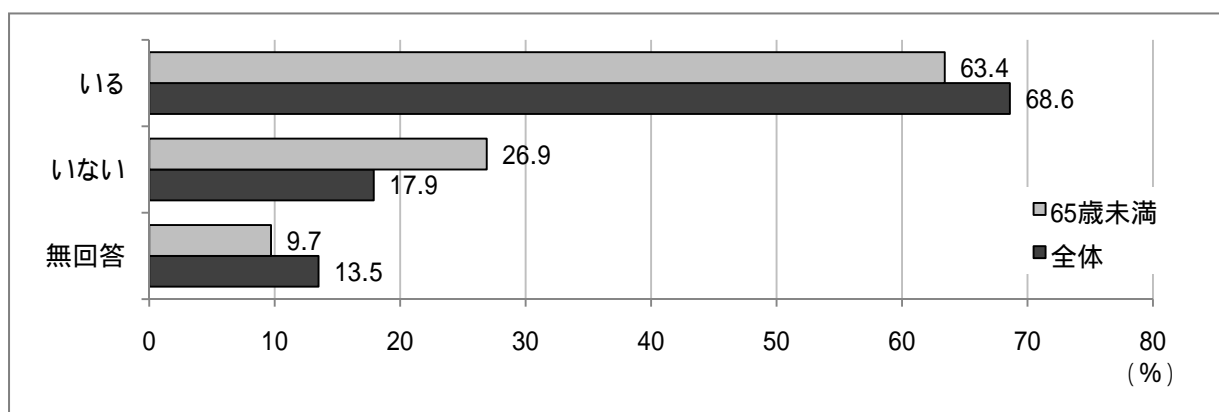
相談内容

年齢にかかわらず「自分の健康や治療の事」が最も多いですが、若い世代ほど「経済状況や生活のこと」が高く、経済的な問題を心配されている方が多くなっています。（複数回答あり）



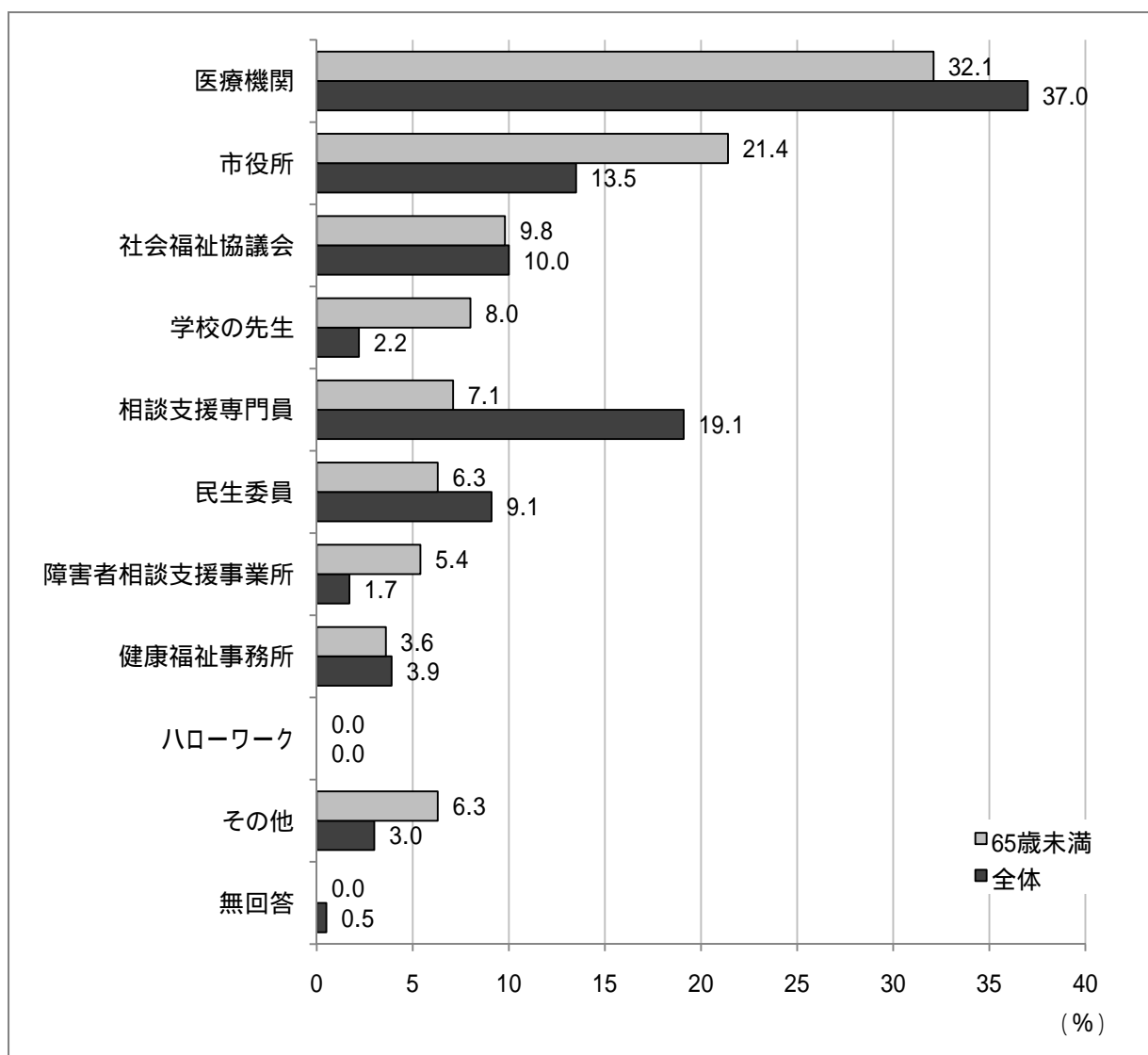
家族以外で相談する人の有無

「いる」は全体、65歳未満ともに60%を超えています。65歳未満の方では「いない」が26.9%で、全体と比較すると9%高くなっています。



家族以外の相談相手

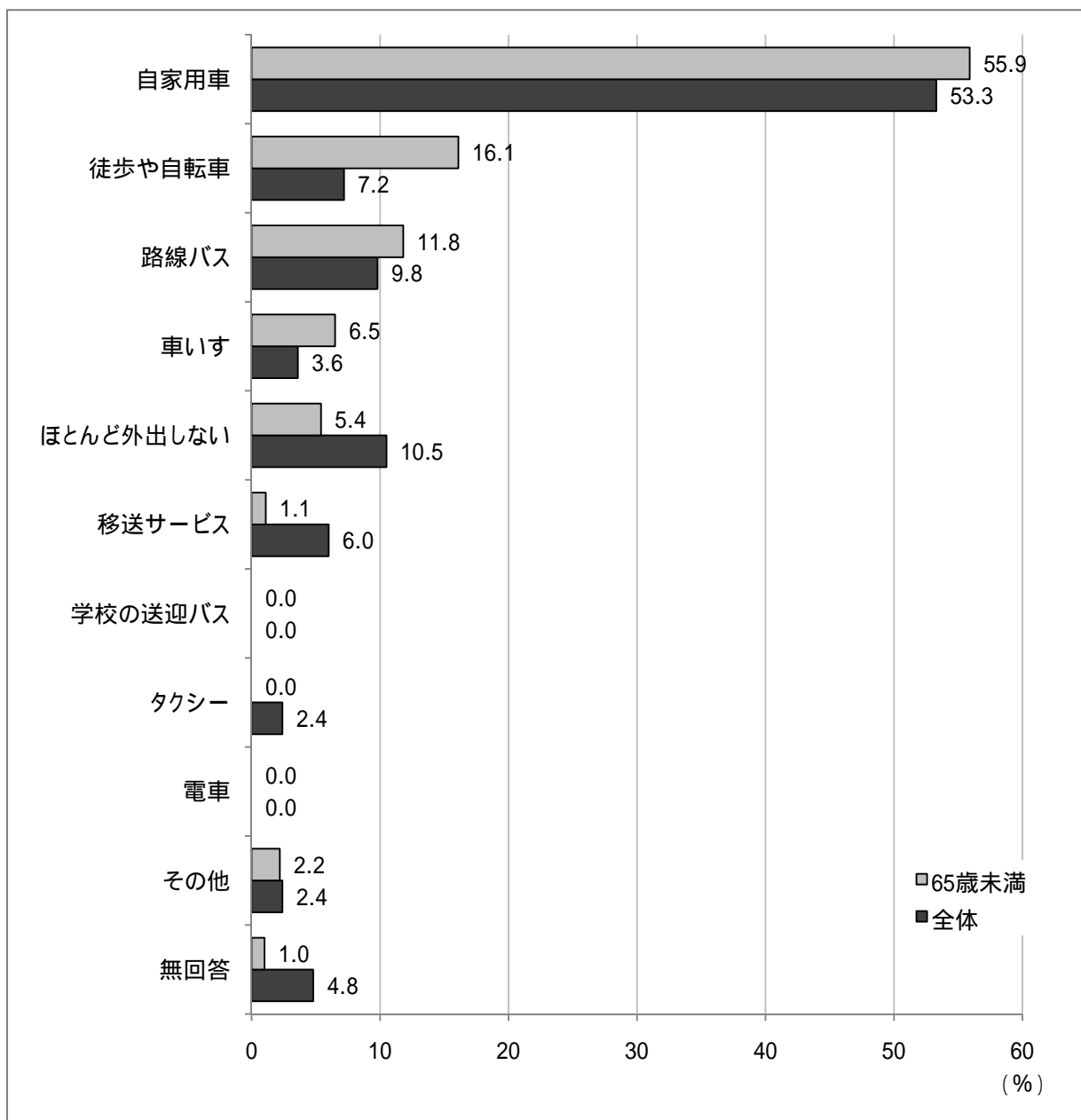
全体では「医療機関」が最も多く、「相談支援専門員」「市役所」と続きますが、65歳未満では「市役所」「社会福祉協議会」の順で多くなっています。（複数回答あり）



(4) 外出・移動に関すること

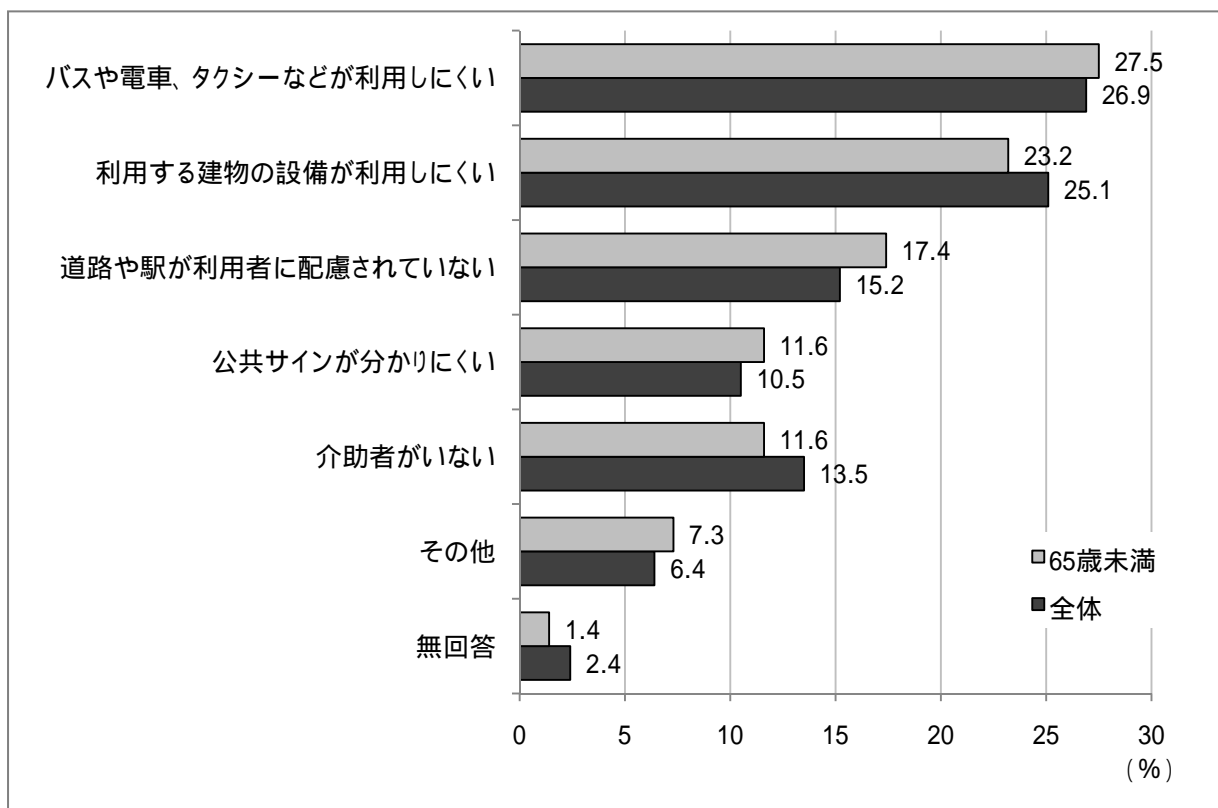
移動手段

年齢にかかわらず「自家用車」が最も多く、いずれも50%を超えています。また、「ほとんど外出しない」が全体で10.4%、65歳未満でも5.4%あります。



外出時に困ること

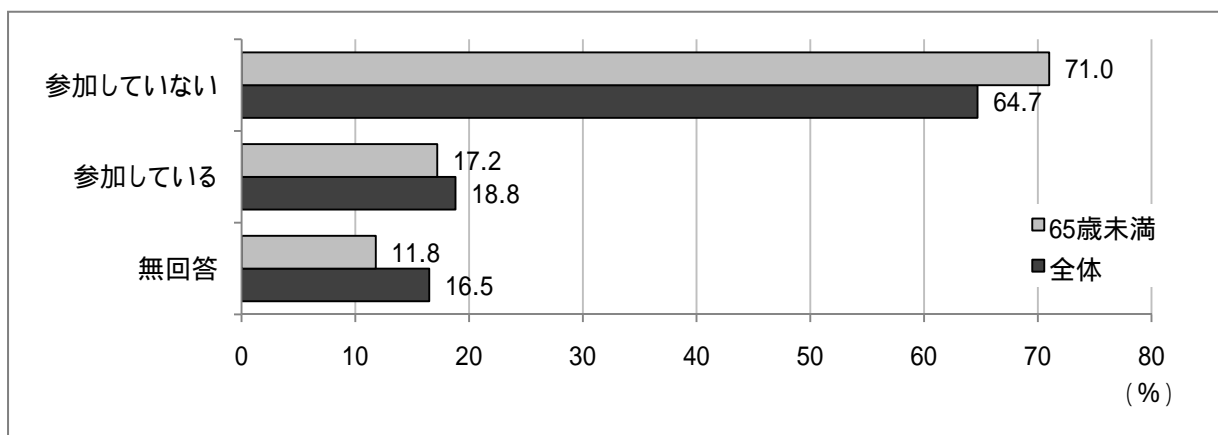
年齢にかかわらず「バスや電車、タクシーなどが利用しにくい」が最も多く、次いで「利用する建物の設備が利用しにくい」が多くなっていることから障害者が暮らしやすい社会基盤整備が十分ではないことが分かります。
(複数回答あり)



(5) 社会活動への参画について

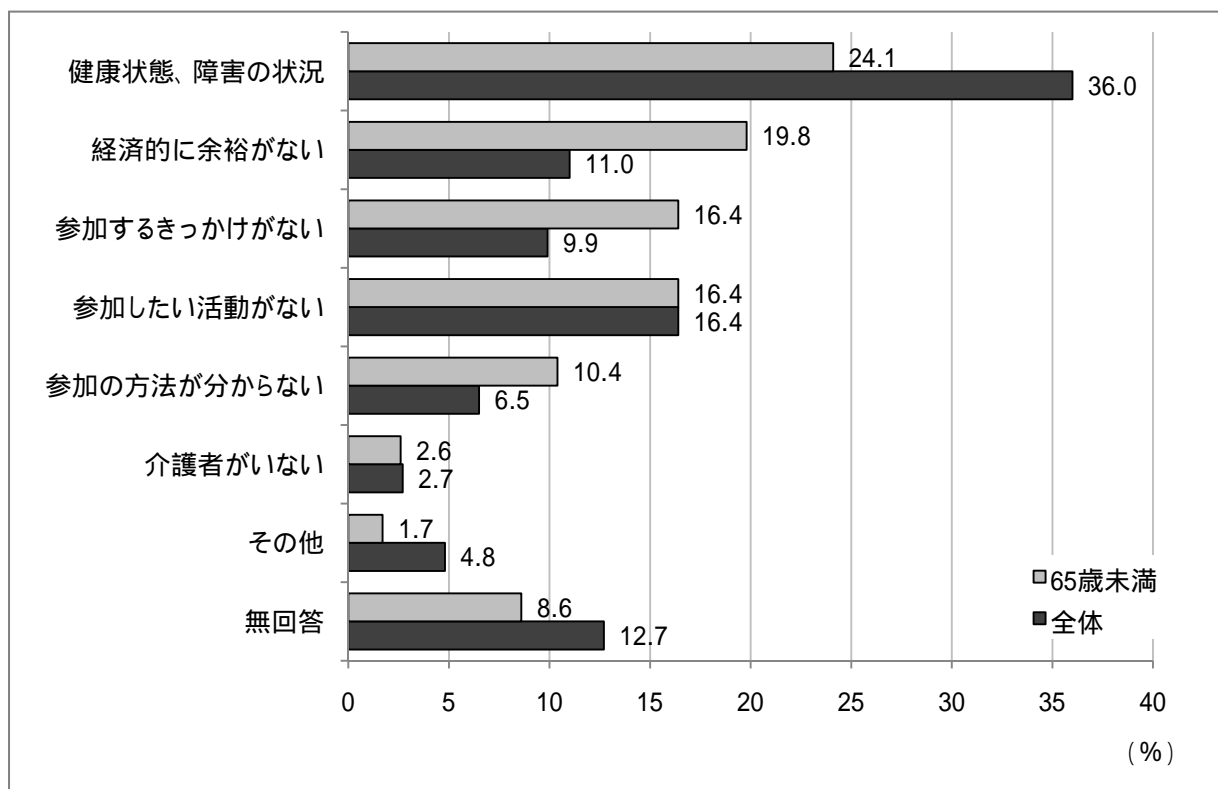
趣味などの社会活動への参加の有無

年齢にかかわらず「参加していない」と答えた方が多く、65歳未満の方では71%の方が参加していないと回答しています。



趣味などの社会活動に参加していない理由

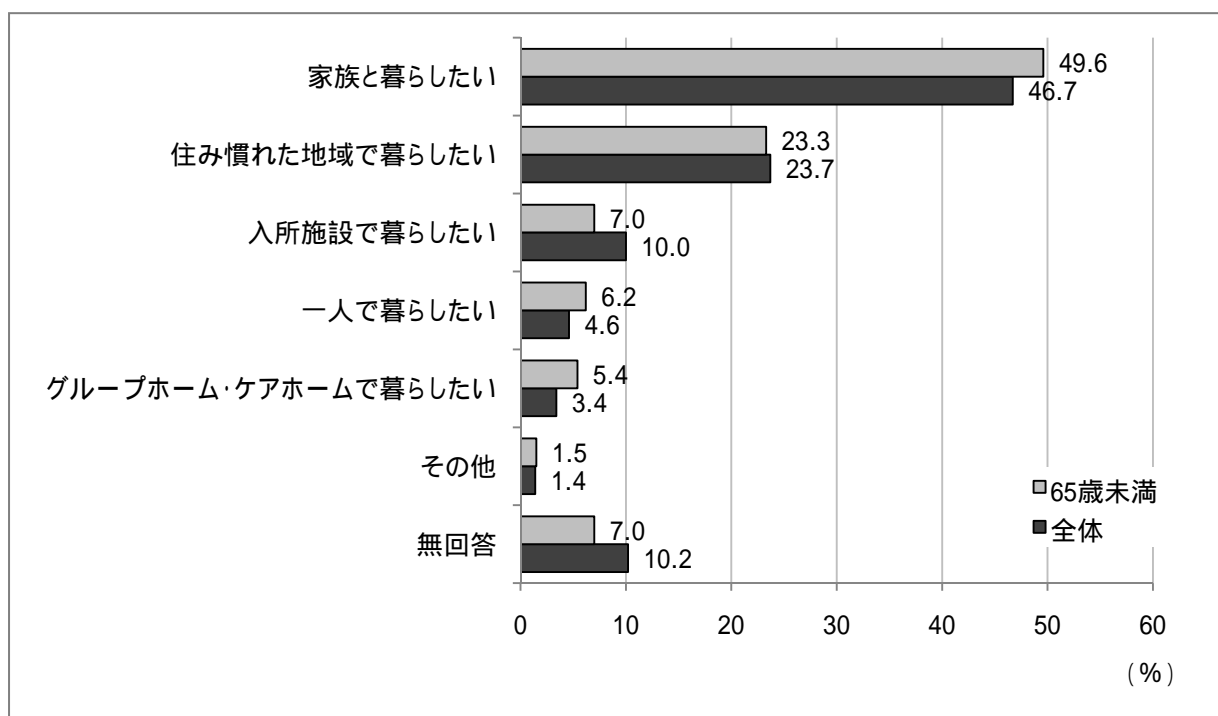
「健康状態、障害の状況」が最も多いですが、65歳未満では「経済的に余裕がない」「参加するきっかけがない」が全体の結果と比較して高い割合となっています。



(6) 将来の暮らしについて

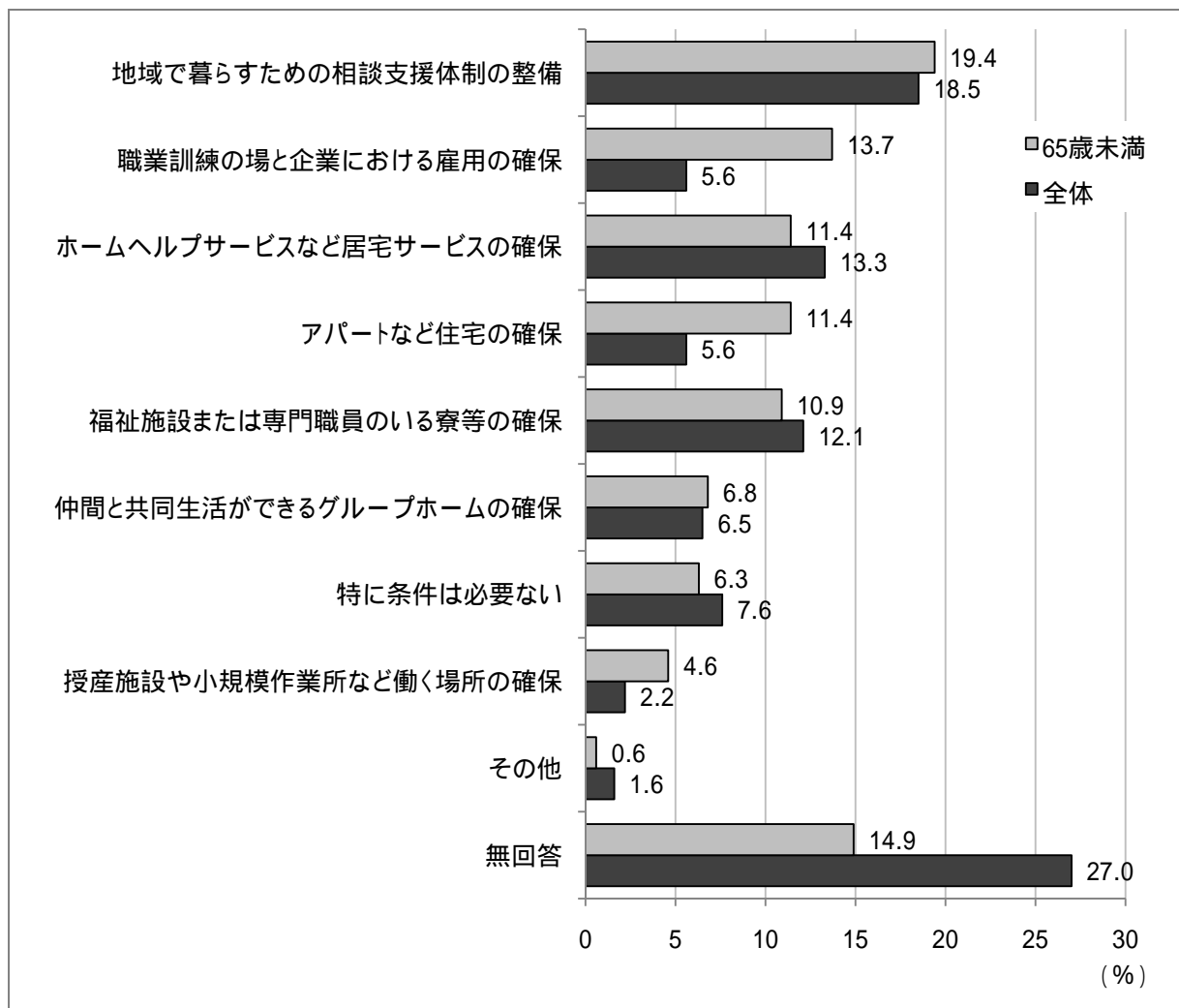
将来、どのように暮らしたいか

年齢にかかわらず「家族と暮らしたい」が最も多く、次いで「住み慣れた地域で暮らしたい」「入所施設で暮らしたい」となっています。(複数回答あり)



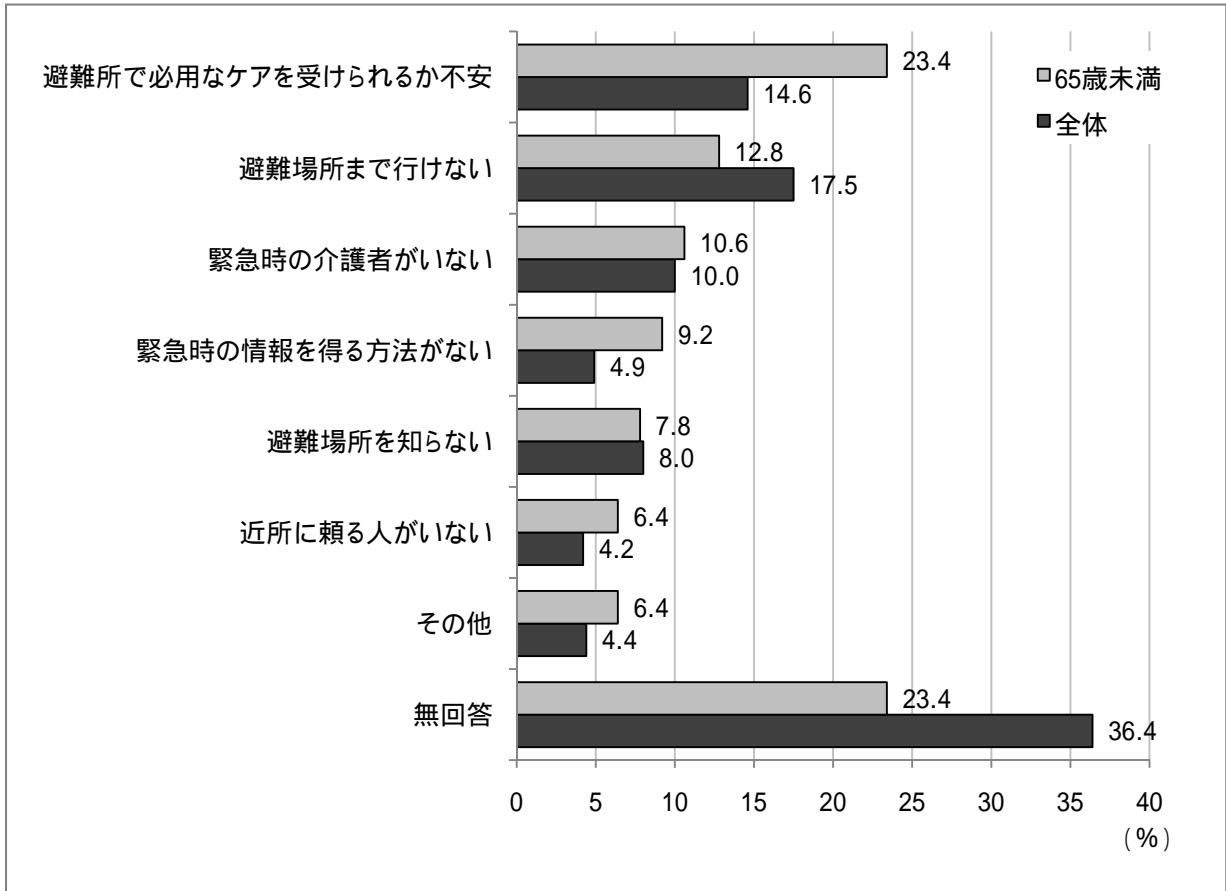
地域の中で家族から独立して暮らす場合の条件

「地域で暮らすための相談支援体制の整備」が最も高くなっていますが、65歳未満では「職業訓練の場と企業における雇用の確保」「アパートなど住宅の整備」が全体と比べて高い割合となっています。
(複数回答あり)



(7) 災害時に困ること

全体では「避難所まで行けない」が最も多いですが、65歳未満では「避難所で必要なケアを受けられるか不安」が最も多く、移動はもとより避難所での生活に不安を抱えている方が多いことが分かります。
(複数回答あり)



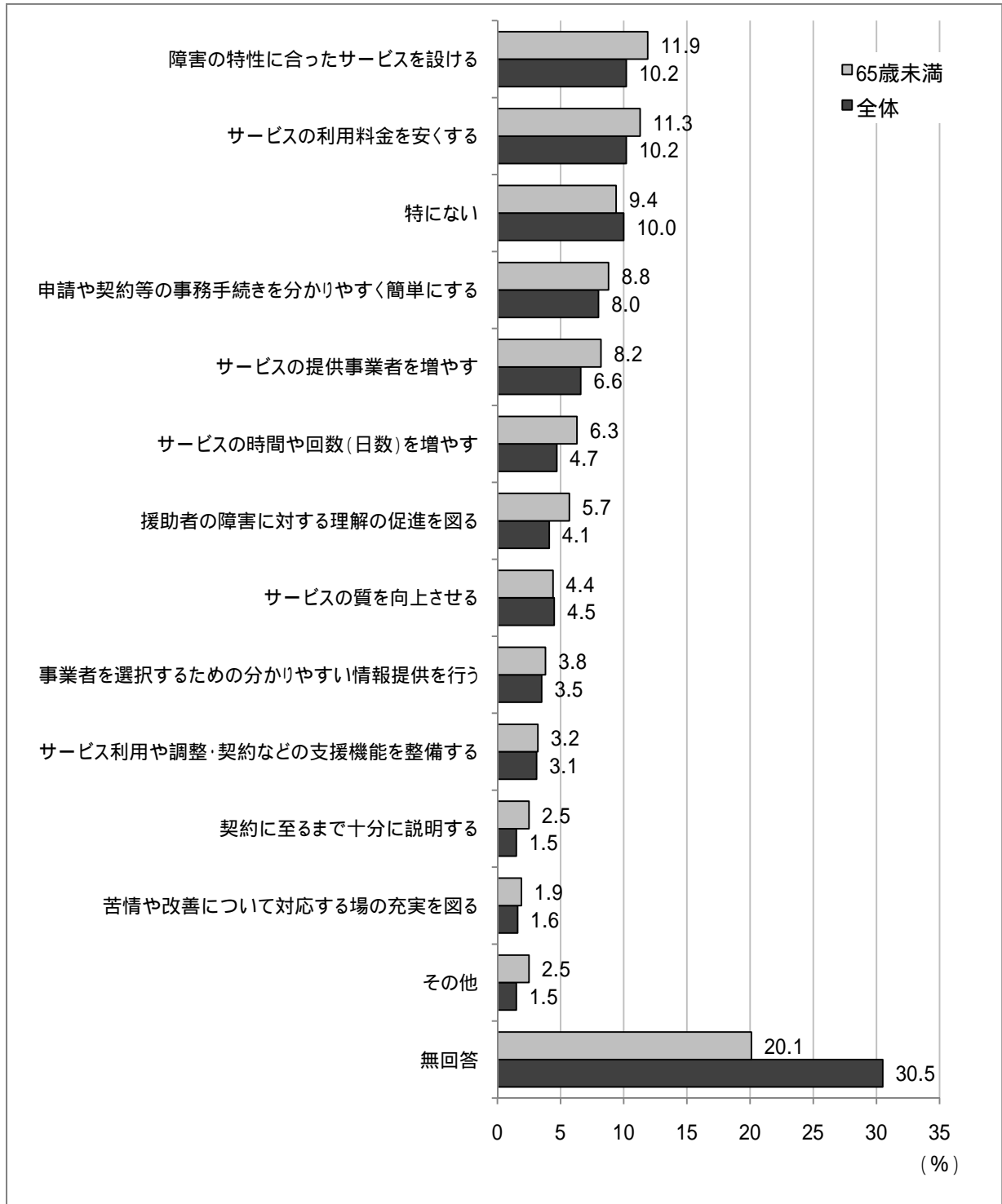
(8) 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスをより良いものにするために求めること

「障害の特性に合ったサービスを設ける」が最も多く、次いで「サービスの利用料金を安くする」となっていますが、いずれの設問にも一定の回答数があることから、全般にわたって向上させてほしい意向があることが分かります。

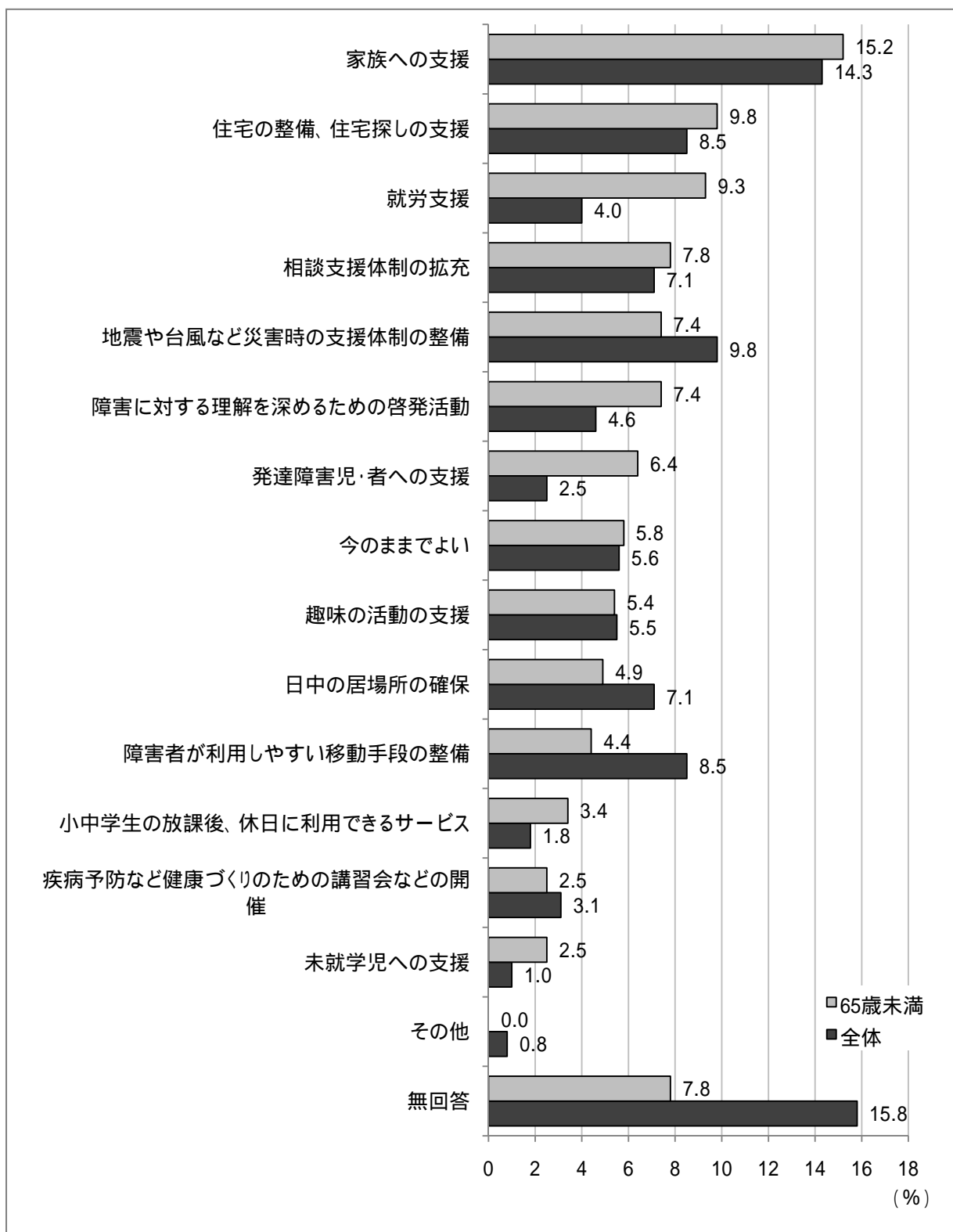
一方で、「特にない」と答えた方も約 10%おられます。

(複数回答あり)



今後、養父市の障害者福祉で充実させてほしいこと

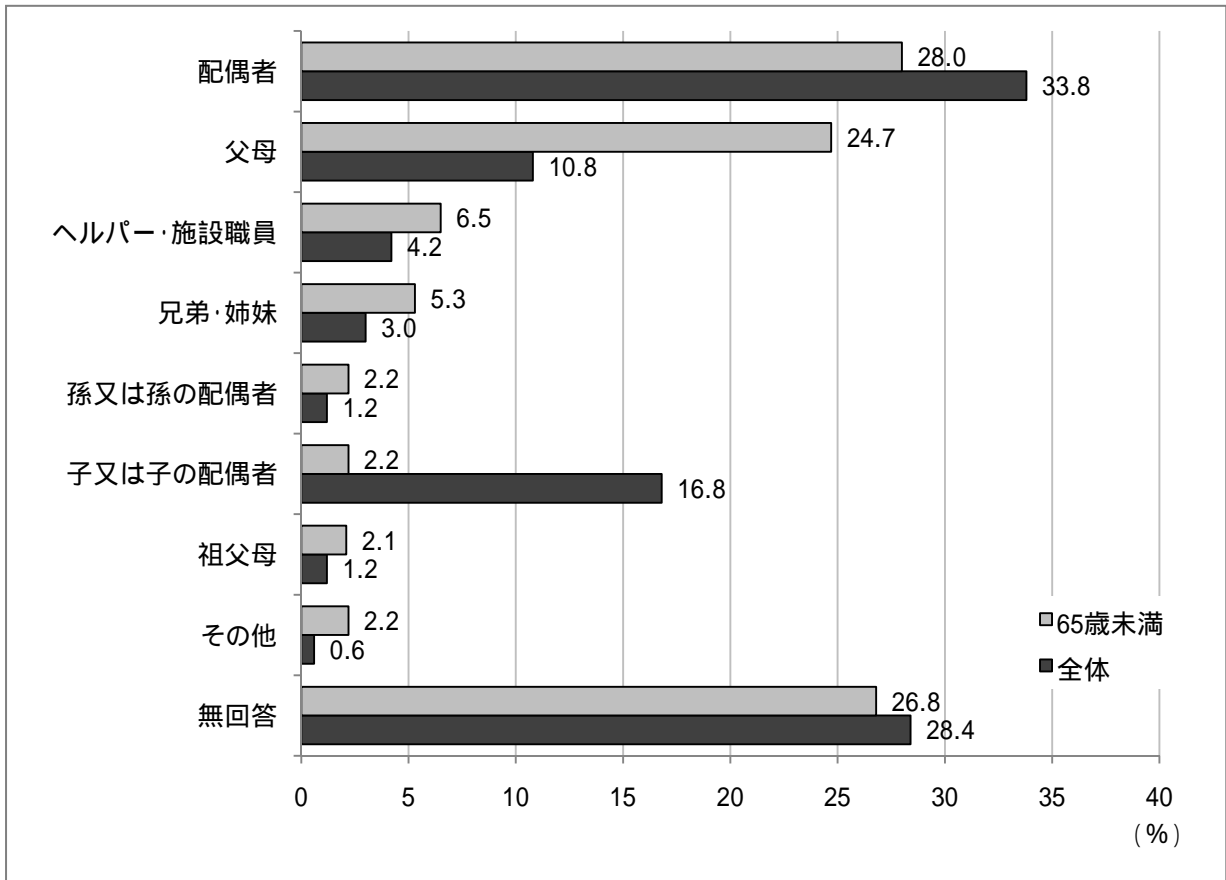
「家族への支援」が最も多くなっています。次いで全体では「地震や台風など災害時の支援体制の整備」と続きますが、65歳未満では「住宅の整備、住宅探しの支援」が2番目に多くなっています。
(複数回答あり)



(9) 介助者について

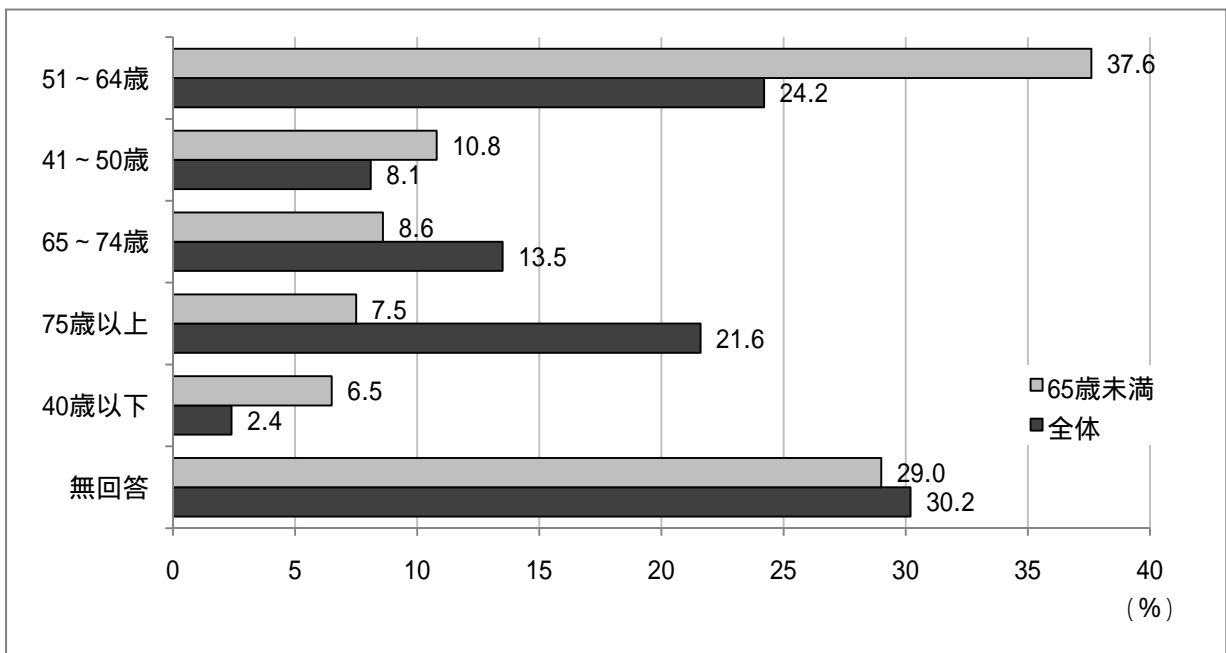
介助者の続柄

「配偶者」が最も多く、全体では「子又は子の配偶者」、65歳未満では「父母」が続きます。



介助者の年齢

「51～64歳」が最も多く、全体では「75歳以上」、65歳未満では「41～50歳」が続いています。

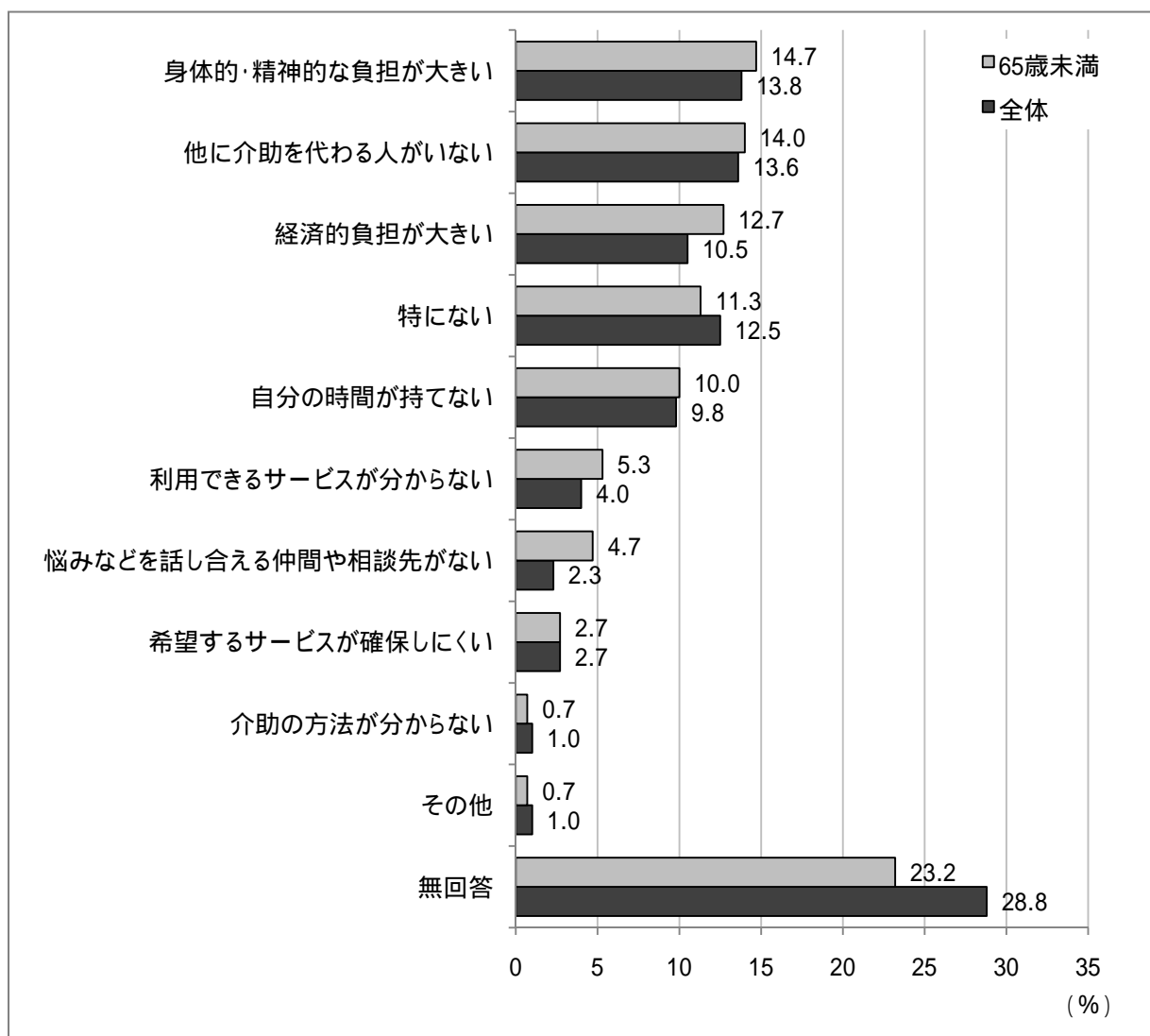


介助者の方が困っていること

「身体的・精神的な負担が大きい」「他に介助を代わる人がいない」「経済的負担が大きい」が多くなっています。

一方、「特にない」が全体及び65歳未満のいずれにおいても12%程度ありました。

(複数回答あり)



2 ヒアリング 調査の結果

【調査概要】

(1) 調査目的

「第2次養父市障害者計画」及び「第3期養父市障害福祉計画」策定にあたり、市内の当事者、支援者等関係団体の声を直接聞くことにより、現状や行政・地域への要望を把握し計画策定に活かすことを目的とする。

(2) 実施方法

1 調査対象 市内に住所を有する当事者、支援者団体等

- ・ 障害者団体
- ・ 療育施設
- ・ サービス提供事業所
- ・ 特別支援学校

2 実施方法

各団体に事前調査票を郵送し、次のとおり実施した。

(1) グループヒアリング

障害者団体、療育施設、サービス提供事業所

(2) アンケート調査

特別支援学校

3 調査期間 平成23年9月から10月

1 啓発・広報・理解・社会参加

情報提供の必要性に対する意見が多くありました。発達障害や精神障害、聴覚障害等、目に見えない障害に対して、社会生活のしづらさを周囲が理解し、共に生活していく視点が大切です。

- 主な意見
- ・三障害理解への啓発
 - ・正しい知識の普及
 - ・各障害の基本的知識を学ぶ研修会の開催
(精神障害、発達障害、知的障害等の特徴と理解についてなど)

2 生活支援・生活環境

地域、福祉、教育、医療等の連携や、相談しやすい環境づくりが必要であるとの意見が多くありました。さらにサービス利用の推進とともに、住環境整備の必要性が上がっています。

- 主な意見
- ・障害者相談事業の充実
 - ・生活の場の確保のためグループホーム・ケアホームの整備支援。
 - ・市内事業所で提供するサービス量の増加、サービス従事者の人員確保
 - ・精神障害者の地域移行にかかる地域生活支援体制の整備
 - ・本人だけではなく、家族支援の必要性
 - ・本人達が交流できる場づくりや日中の活動の居場所づくり
 - ・相談員の活動支援、市民や関係機関への周知等
 - ・重症心身障害者(児)支援策として日中活動を提供する支援資源の整備等
 - ・南但馬自立支援協議会の活動強化
 - ・障害者虐待防止窓口の設置

3 教育・育成

療育体制を充実させ、就学期に関係機関との連携をスムーズに行うことや、その後の相談支援体制整備をすすめていく必要があるとの意見がありました。

- 主な意見
- ・総合的な相談窓口の設置
 - ・縦割り行政の仕組みをなくし、0歳から18歳までの療育・教育・子育て支援・福祉等関係機関を含めた支援体制(プロジェクトチーム)の構築
 - ・専門知識をもつスタッフの養成
 - ・サポートファイルの有効活用(継続活用していくシステム作りが必要)
 - ・学童期(小学2年から6年)の療育の場の保障
 - ・障害児(者)を支える支援の強化

4 雇用・就労

就労に関して事業所の理解(職場環境、周囲の職員の理解等)が大切であり、障害者のことを知ってもらう機会の提供や理解の促進が必要であるとの意見がありました。

- 主な意見
- ・ 障害者就労事業所の確保
 - ・ 就労開拓への協力
 - ・ 障害者雇用についての情報発信が不十分
 - ・ 他企業の雇用状況等の情報
 - ・ 就労に向けた情報提供、連携

5 保健・医療

障害の早期発見・早期対応とともに、障害特性を理解した対応が大切であること、在宅生活者への継続した支援等の意見がありました。

- 主な意見
- ・ 様々な制度やサービスについての情報提供
 - ・ 但馬内で医療型のショートステイを利用可能な施設の増加
 - ・ 自立支援医療以外の医療費助成の検討について

6 情報伝達・コミュニケーション

日常生活での情報伝達や、緊急災害時の情報伝達、コミュニケーション支援について、多くの意見がありました。

- 主な意見
- ・ 災害時の障害者への対応の方法
 - ・ 学校から緊急連絡にメール活用の希望等、多様な情報伝達方法の活用
 - ・ ケーブルテレビに字幕を希望(現在、一部字幕あり)
 - ・ 災害時には、早急な安否確認のため障害手帳所持者名簿公開の検討
 - ・ 手話通訳派遣制度の継続
 - ・ 手話通訳者の広域的な養成

第4節 養父市障害者プラン（平成18年度から平成23年度）の検証と課題

前期計画の6つの基本目標を基にアンケートやヒアリング調査等を踏まえ検証します。

基本目標1 本人自らの選択・決定を支援する
施策の方向 相談支援体制やケアマネジメント¹⁾体制の構築
サービス評価の充実・権利擁護体制の充実

現状

相談支援・ケアマネジメント体制構築

- ・相談支援やケアマネジメントは、市役所内の健康福祉部と「琴弾の丘相談支援事業所なごみ」で行っています。また、必要時には連絡会を開催し、関係機関との連携をすすめています。
- ・障害福祉の相談支援事業所や相談支援員は但馬全体でも少なく、平成23年度民間相談事業所は但馬内で5カ所 そのうち市内は1カ所です。
- ・相談したいときに「どこに行けばいいのかわからない」という意見があり、多様化するニーズ対応は十分ではありません。
- ・アンケート結果では、相談先は「医療機関」への相談が一番多いですが65歳未満の方は「市役所」「社会福祉協議会」「学校の先生」の順になっています。しかし、26%の人は「家族以外に相談する人がいない」と答えています。

サービス評価

- ・サービス提供事業者に対して、サービスの第三者評価制度や苦情解決制度の促進はできていません。

権利擁護体制

- ・社会福祉協議会が行っている「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」は平成22年度で12名利用されています。
- ・成年後見制度は平成23年度に市長申立を1件行いましたが、任意後見制度の普及は十分ではありません。



課題	相談支援事業所の拡大 相談窓口の周知 権利擁護事業²⁾の普及啓発	支援相談員の増加 サービス評価制度の促進
-----------	--	---------------------------------

¹⁾ ケアマネジメント：保健・医療・福祉など、障害者が必要とするさまざまなサービスを、その人の状態や希望に合わせて効率的に提供できるように支援を行うこと。

²⁾ 権利擁護事業：自分の意思を十分伝えることが難しい障害者にかわって、援護者などが代理となって、その人の権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うこと。

基本目標2 人生・生活設計を支援する
施策の方向 療育¹⁾・発達支援体制の充実
生きる力の育成
保健・医療体制の充実 リハビリテーションシステム構築
心の健康づくり、保護者支援の充実、重度化・高齢化対応

現状

療育・発達支援体制の充実

- ・乳幼児健診、育児相談を通じて障害や特性の早期発見と支援を行っています。フォローの必要な児に関しては、個別相談や集団教室を行い、関係機関との連携の下、保護者に寄り添いながら適切な支援に向けたマネジメントを行っています。
- ・療育が必要な児には適切な時期に療育が受けれるように利用に向けた支援を行っています。
- ・また、市役所に心理士を配置し、子どもの発達に関して専門的な継続した支援体制が充実してきました。
- ・「こじか」での療育の対象者は小学校1年生までのため、学童期からの療育希望者に対応した体制が整っていません。
- ・サポートファイル²⁾を26名が作成し、一貫した支援の継続を図っています。ただし、関係機関への周知や有効活用についての見直しはできていません。
- ・障害児の放課後や夏季休暇などの長期休業の対応として「放課後クラブ」があり、7名が利用しています。
- ・南但馬自立支援協議会の中のこども部会において、障害児への支援体制整備に関する検討がなされています。

生きる力の育成

- ・学校教育法等の一部改正後、市内の各小・中学校に特別支援コーディネーターが配置され、個別支援体制の充実を図っています。
- ・各特別支援学校のコーディネーターが特別支援教育センター機能を活かし、各小・中学校と連携しながら、障害のある子どもについて関係者間で理解を深め支援体制の充実を図っています。
- ・学校生活支援教員を小学校1名・中学校1名配置し、通級指導を実施しています。また、教育相談員2名を配置し、不登校児への支援を実施しています。
- ・各学校では、身体障害者用トイレや、エレベーター設置等必要に応じて整備されています。
- ・IT(情報技術)の活用で、子どもの学習支援内容の充実を図っています。

保健・医療体制の充実 リハビリテーションシステム構築

- ・障害者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や重度心身障害者医療、介護保険制度における訪問看護やリハビリテーションサービスが提供されています。しかし、専門的に精神障害者の訪問看護を実施している機関がありません。

¹⁾療育：障害児が医療的な配慮のもとで育成されること。

²⁾サポートファイル：乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援をしていくため、生育歴や支援過程、サービス利用等の履歴が記入されたファイルのこと。

- ・中途障害者になった人に対して、生活のしづらさを確認し必要な制度活用手続きを実施しています。しかし、市内は高齢者支援施設はありますが、障害者が利用できる施設が少ない状況があります。
- ・身体障害者のデイサービス（月に1回）及び精神障害者のデイサービス（月に3回）を「琴弾の丘」に委託し、実施しています。
- ・医療依存度の高い障害者（児）の医療型短期入所（ショートステイ）施設は、平成23年度に1カ所（公立八鹿病院老人保健施設）利用可能になりましたが、他に利用できる施設が但馬内にありません。そのため、ショートステイを受けにくい状況があります。
- ・障害者の歯科治療を実施している機関が少ない状況です。

心の健康づくり、保護者支援の充実、重度化・高齢化対応

- ・こころの健康づくりは、「うつについて正しい知識をもち正しい対応や行動ができる」ことをテーマに知識の普及啓発をすすめ、自死予防に努めています。
- ・精神障害者の家族のつどいを毎月1回行っています。
- ・障害者手帳所持者は高齢者が多く、介護者の高齢化もすすんでいます。
- ・重症心身障害者（児）等の介護者を支援するレスパイト¹⁾サービス（短期入所や日中一時支援事業等）の要望がありますが、サービス提供できる施設が不足しています。



課題	障害の早期発見と適切な支援体制の整備	
	サポートファイルの有効活用	障害特性に応じた教育支援
	高齢化・重度化への支援の充実	関係機関の連携
	短期入所等について、高齢者施設の協力促進	

¹⁾ レスパイト：家族など、長時間介護に携わっている介護者を一時的に介護から解放し、休養などの時間を確保すること。介護者自身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保するだけでなく、介護者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的とする。

基本目標 3 地域での多様な生活を支援する
施策の方向 **日常生活支援体制の整備** **地域生活移行の促進**
居住の場の確保 **緊急時対応の推進**
施設の地域生活支援機能の強化促進

現状

日常生活支援体制の整備

- ・ 障害に関する様々なサービスの提供を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請手続きを実施しています。
- ・ 障害福祉サービス（ヘルパー支援や就労支援、補装具費支給等）や地域生活支援事業（相談支援、移動支援、日中一時支援事業等）を実施して、地域で安心して暮らせるよう支援していますが、手話通訳者養成等は実施できていません。
- ・ 障害者対象のサービス提供事業所が少ないため、ホームヘルプや短期入所をはじめとする福祉サービスの提供を、介護保険サービス提供事業所がカバーしています。
- ・ 移動支援サービス事業所が少なく、家族送迎が多い状況です。

地域生活移行の促進

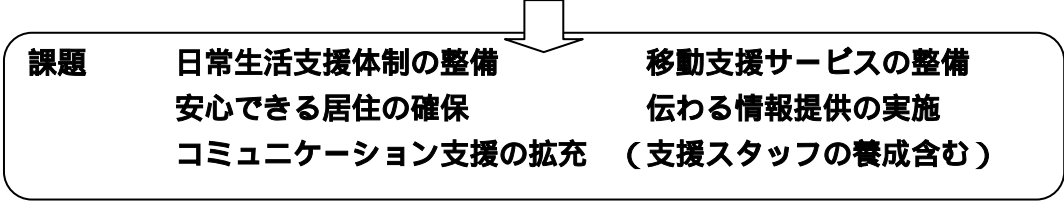
- ・ 平成 18 年度から 23 年度までに、福祉施設から地域移行した人は 4 名でした。
- ・ 地域の障害者施設を社会資源として活用し、地域生活に向けた訓練、体験の支援機能は活かされていない現状です。
- ・ 在宅生活支援のための、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ整備は十分ではありません。

居住の場の確保・施設の地域生活支援機能の強化促進

- ・ アンケートでは 65 歳未満の人は家族と一緒に暮らしたいと答えた人が 49%、住み慣れた地域で暮らしたいと答えた人が 23% でした。少数ですが、グループホームやケアホーム等で暮らしたいと答えた人は 5.4% ありました。障害者が支援を受けながら、家族と別の人たちと交流し生活するグループホームやケアホームを希望されています。
- ・ 障害者入所施設は「琴弾の丘」以外はありません。
- ・ 現在、市営住宅活用のグループホーム等は市内にはありません。

緊急時対応の推進

- ・ 緊急時の連絡体制、情報伝達体制が十分とは言えません。防災情報は、音声だけでなく、ケーブルテレビの字幕放映をするなど、障害の有無に関わらず、分かりやすく的確な情報提供が必要です。
- ・ 市内の各特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者入所施設等と、福祉避難所として協定を交わして緊急時の避難体制整備をすすめています。



基本目標 4 地域での就労を支援する
施策の方向 雇用の促進と就労の支援
多様な働き方の確保

現状

雇用の促進と就労の支援

- ・アンケートでは 65 歳未満の方は「働いていない」が 70%を超えており、働いている方のうち「会社や自営業で働いている」が 15.1%と最も高くなっています。
- ・就労していない 65 歳未満の方は「障害の状況にあう仕事がない」が最も多く、高齢や在学中といった理由を除くと「受け入れてくれる施設がない」「通勤することが困難」が多くなっています。一方、65 歳未満で「働きたくない」が 6.1%あります。
- ・就労のために必要な条件は、65 歳未満の方は「障害にあった仕事」が最も多く、次いで「障害に対する周囲の理解」「障害にあった労働条件」と続いています。また、一つの理由に偏っているわけではないことから就労のためには多くの条件が必要であることが分かります。
- ・世界的な不況の影響もあり、社会全体が変動しているなか障害者の就労を取り巻く環境は厳しい状況です。平成 18 年度から開始した「就労移行支援事業」は働く意欲のある障害者を後押しする反面、その流れについていけない障害者の「居場所」が不安定な状態です。
- ・市内の事業所は、平成 23 年度には新体系に移行し「就労継続 B 型」と「生活介護」を実施しています。平成 24 年 4 月から新規に一カ所、「就労継続 B 型」事業所が開所予定ですが、「就労移行支援」事業所は市内にありません。

多様な働き方の確保

- ・一般企業・事業所への就労や福祉的就労など、障害者雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を図るため、障害者就業・生活支援センターが設置されています。
- ・障害者雇用に協力的な事業所もありますが、一般就労したものの職場に定着できず、離職してしまう障害者もいます。就労継続のためには障害者それぞれの特性を理解することが重要です。



課題

雇用の場の確保
多様な就労支援（サービスの充実）
就労のための環境整備

基本目標 5 生活の質の向上を支援する
施策の方向 余暇活動の支援
社会参加への支援

現状

余暇活動の支援

- ・ 障害者の外出支援として、地域生活支援事業の中に移動支援サービスがありますが、市内業者が少ないこともあり活用は少ない状況です。

社会参加への支援

- ・ 市内の視覚障害者のつどいには、ボランティアの協力により安心して参加されていますが、障害者が家族とは別で外出する場合、公共交通機関の利用や、乗降の際等様々な面で介助が必要です。
- ・ スポーツ・レクリエーション教室を開催し、お互いの交流の場になっています。



課題	外出手段の確保	コミュニケーション支援の充実
-----------	----------------	-----------------------

基本目標 6 共に支えあう地域づくりを推進する
施策の方向 心のバリアフリー¹⁾化の推進 **地域福祉活動の推進**
情報バリアフリー化の推進 **福祉のまちづくりの推進**

現状

心のバリアフリー化の推進、地域福祉活動の推進

- ・ 学校や地域それぞれで人権学習や福祉教育推進に努めていますが、体験学習として視覚障害者や身体障害者に関することが多く、聴覚障害者の体験は少ないです。
- ・ 障害者が各地域行事に参加するには介助が必要なことも多く推進は不十分です。

情報バリアフリー化の推進、福祉のまちづくりの推進

- ・ 学校では、障害のある子どもに、社会参加・自立のための道具としてIT（情報技術）を活用したコミュニケーション方法を早期から取り入れています。特別支援学校それぞれに工夫して、障害特性にあったパソコン講習等があり、推進されています。
- ・ 視覚障害者や聴覚障害者にはそれぞれに対応できる方法での情報伝達（特に緊急時）は十分ではありません。



課題	障害者の理解と交流の促進 福祉教育の推進 ユニバーサル社会の推進
-----------	---

¹⁾ バリアフリー：もともとは障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建設用語。現在では物理的な障壁に限らず、制度的、心理的な障壁をも含め、障害者の社会参加の妨げとなるあらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

第3章 計画の基本理念と視点

1 基本理念

障害のある人もない人も共に生きる福祉の郷・養父市

だれもが住みなれた地域で、障害の有無にかかわらず社会の一員としてそれぞれの人権が尊重され、社会のあらゆる活動に参加・参画し、その能力を最大限発揮できるよう、相互に支え合う共生社会の実現を図ることは、過疎化、少子高齢化が進行する本市にとって、将来の活力を維持・向上させる上で、極めて重要です。

障害者の意思を周囲の人たちが尊重し、社会の一員として、本人自らが選択・決定できる環境のもとで自己の可能性にチャレンジし、その持てる能力を発揮して自立や社会参加ができるよう支援することが求められます。

そのためには、障害者とその家族、障害者関係団体、企業、行政は「障害者の自立や社会参加には、様々なバリア（障壁）がある」ことを認め、共に力を合わせて障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去することが必要です。

これらを踏まえ、本計画の基本理念は、前回の計画を継承します。

障害者の意思を周囲の人たちが尊重し、生活の様々な場面で本人自らが選択・決定できる環境づくり

障害者が自己の可能性にチャレンジし、社会に参加する力の向上

福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域サービス基盤の整備

このような共生社会の実現をめざして施策の推進を図っていきます。

2 基本的視点

障害福祉推進にあたって次の4つの基本的視点を重視します。

(1) 障害者本人の選択・決定の尊重

障害者によって「どのような人生が最も幸せか」は異なり、それぞれが人生を自ら選択・決定する自分らしい人生設計が望まれます。

障害者が人生の様々な場面で自らの意思表示を周囲の人たちが尊重していく環境づくりを推進するとともに、身近な地域において必要な情報を入手し適切な相談ができることが必要で、それらを実現するための支援を重視します。

(2) 障害者の自立と社会参加の一層の促進

障害者は、その障害によって行動や就職などをはじめとする各種制約を受けることなく、自らの意思で自らの能力等を活かし、自由に社会・経済活動に参加することを求めています。

このような障害者の社会参加は、自らの自己実現にとどまらず地域社会の一員としての社会貢献につながります。また、地域住民との交流も生まれ相互理解に繋がるため、障害者の自立と社会参加の一層の促進を重視します。

(3) 包括的な支援のある地域社会の形成

障害種別にかかわらず、共通の福祉サービスを提供するとともに、障害者がその能力を最大限に発揮して、地域で自立した生活ができるよう、居住の場や日中活動の場、在宅サービスなどの地域生活基盤の整備を図ります。

また、障害者施策を推進するにあたり、生活支援、生活環境、教育・療育、雇用・就業、保健・医療、情報・コミュニケーション、権利擁護などの関連分野と連携して総合的・計画的にすすめ、障害者の自立と社会参加に対して包括的な支援のある地域社会の形成を重視します。

(4) 障害者への理解促進と人権の尊重

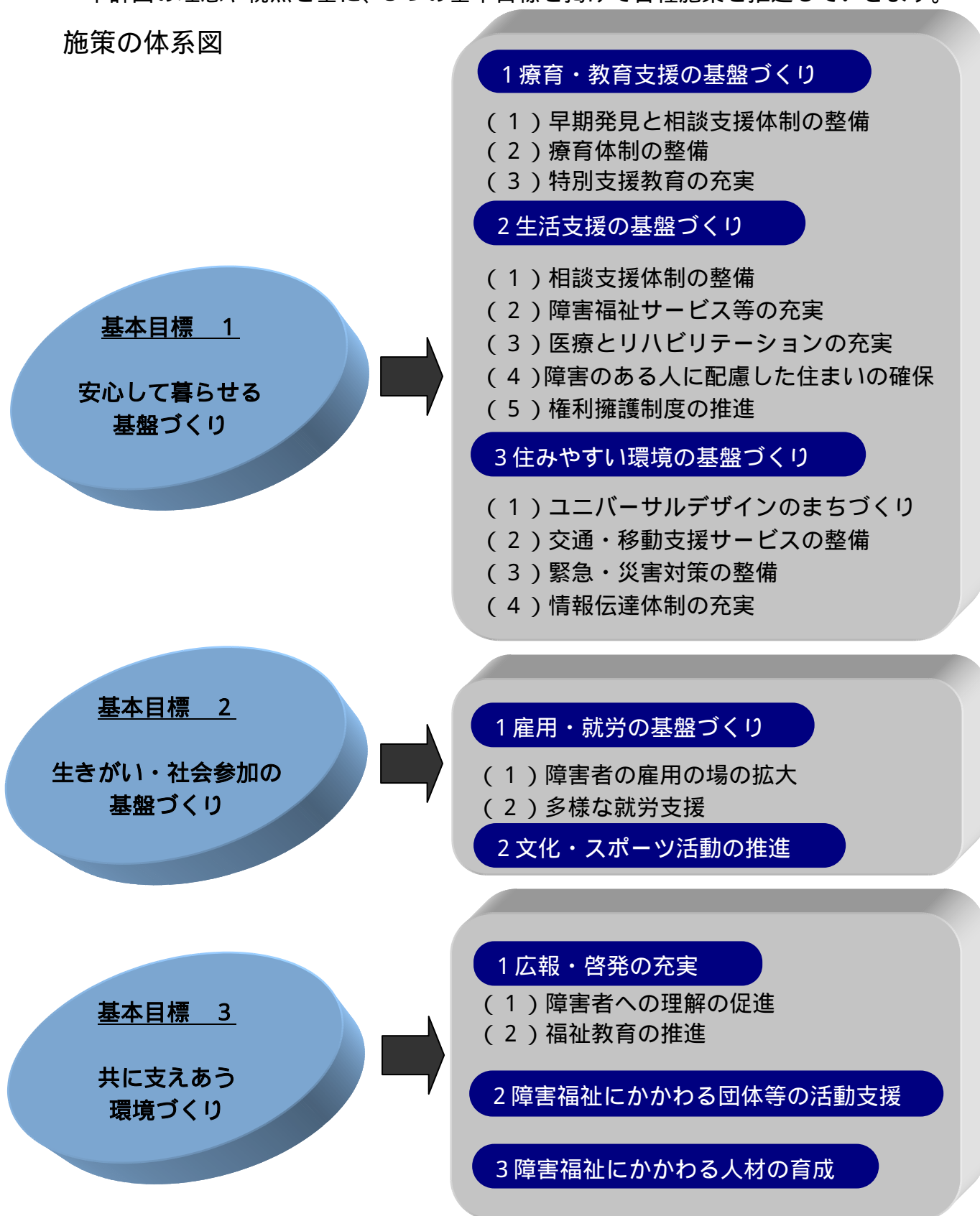
障害者に対する偏見や差別は、障害者が地域において普通に生きていくことを拒む最大の障壁で「障害者に対する周りの理解」は、障害者やその家族の強い願いです。

このため、障害や障害者への理解促進と人権の尊重を基調においた取り組みを進め、障害者が地域社会の一員として、共に生きる地域づくりの推進を重視します。

第4章 施策の展開

本計画の理念や視点を基に、3つの基本目標を掲げて各種施策を推進していきます。

施策の体系図



基本目標 1 安心して暮らせる基盤づくり

1 療育・教育支援の基盤づくり

(1) 早期発見と相談支援体制の整備

子どもの育ちや学び、親の育児を支援する視点に立ち、子ども自身の力を引き出す支援の環境づくりをすすめます。

障害の原因となる疾病や障害の早期発見につながるように、疾病や障害に関する周知をはじめ、乳幼児健診、医療機関との連携を強化し、適切な対応ができるよう相談支援体制の充実を図ります。

取り組み	内 容	主担当
早期発見・早期対応の充実 (乳幼児健康診査)	乳幼児を対象に、4カ月健診、1歳6カ月健診、3歳健診等を実施します。発達段階に応じた保健指導を行うとともに疾病や障害の早期発見、早期対応を図り、専門機関との連携に努めます。未受診者のフォローも行います。	健康課 子育て支援課
相談支援体制の充実	乳幼児が発達する中で医療機関や関係機関との連携を強化し、より専門性の高い支援やそれぞれの子どもにあわせた子育て支援が行えるよう内容の充実を図ります。	健康課 子育て支援課
のびのび教室等の事業推進	成長・発達支援の必要な子ども及び保護者に、親子の関わり方を中心とした集団あそびや臨床心理士等による個別指導を通して成長・発達を促します。	健康課
5歳児発達相談事業の充実	スムーズな就学に向けて、関係機関とともに平成23年度から推進しており、今後も内容の充実を図ります。	健康課 子育て支援課 学校教育課
相談窓口の周知	相談窓口の周知を図ります。	健康課 子育て支援課

(2) 療育体制の整備

乳幼児期、学齢期、成人期と途切れることなくつながる支援をめざし、療育体制の基盤整備をすすめます。

市内の療育施設 エスポワールこじか 養父市八鹿町下網場 448-3
電話 079-662-6263
市内の保育所、幼児センター、幼稚園、小・中学校

取り組み	内容	主担当
障害児保育の充実	障害のある子どもが地域でその子どもに応じた適切な保育が受けられるよう、受け入れ体制の整備、保育内容の充実を図ります。	子育て支援課
療育体制の充実	「スポワールこじか」の専門性（専門的人材による療育指導等）を活かし、関係機関との連携や保護者支援等を含め療育内容等の充実を図っていきます。	健康課 子育て支援課 社会福祉課
子育て家庭等への訪問支援	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子保健の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談等に対応します。	健康課 子育て支援課
障害を抱えた親への訪問支援	障害を抱えた親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し行います。	健康課 子育て支援課
サポートファイルの活用	障害の発見から適切な治療・療育、教育支援、就労へと一貫した支援が継続されるよう、サポートファイルの効果的な活用を図ります。	健康課 子育て支援課 学校教育課
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談等の機会や、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、障害の原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。	健康課 子育て支援課 学校教育課

(3) 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒が個性を十分に発揮し、将来の自立生活に必要な力を養うため、一人ひとりの年齢や能力、特性をふまえた教育を行います。

特別支援教育に関わる主な機関	
養父市教育委員会学校教育課	養父市広谷 250-1 電話 079-664-1627
兵庫県立出石特別支援学校	豊岡市出石町宮内 2-8 電話 0796-52-3565
兵庫県立和田山特別支援学校	朝来市和田山町竹田 1987-1 電話 0796-74-0214
兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校	豊岡市三坂町 2-9 電話 0796-22-2114

取り組み	内容	主担当
就学指導の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、関わる専門医師や教職員、児童福祉関係者等と連携を図りながら、就学指導の機能強化に努めます。	学校教育課 健康課 子育て支援課
一貫した支援体制整備	医療・教育・保健・福祉及び就労等の関係機関と連携を図りながら、障害のある児童・生徒それぞれの障害に応じて自立及び社会参加できる力の育成を支援します。	学校教育課 健康課 子育て支援課 社会福祉課
発達障害児支援の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、各校に特別支援コーディネーターを配置し通級指導教室 ¹⁾ や特別支援学校との連携を図りながら支援の充実を図ります。	学校教育課 健康課 子育て支援課 社会福祉課
校内体制の充実	障害のある児童・生徒に適切に対応するため教職員の専門性の向上を図るとともに、校内環境の改善を図ります。	学校教育課
放課後の居場所づくり	放課後クラブなど、日中一時支援事業の周知を図るとともに、より良い環境整備に努めます。	社会福祉課 社会教育課 社会福祉協議会

¹⁾ 通級指導教室：小学校、中学校の普通学級に在籍している発達に課題のある児童・生徒に対し、発達課題に応じた指導を別室で行う指導形態。

2 生活支援の基盤づくり

(1) 相談支援体制の整備

市内に生活する障害者やその家族からの相談は健康福祉部で必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行っています。

平成 19 年から、社会福祉法人さつき福祉会 琴弾の丘相談支援事業所「なごみ」に相談業務を委託し、相談体制の充実に努めてきました。平成 24 年度からは改正される障害者自立支援法に基づき、相談事業所の増設、相談支援員の増加を図り、相談支援体制の充実に努めます。また、相談窓口が市民に分かりやすいように、周知していきます。

取り組み	内容	主担当
一般相談支援事業	市民からの様々な相談の内容に応じて関係部署と連携し専門相談支援体制の整備を進めます。	健康福祉部 相談支援事業所
特定相談支援事業	障害福祉に関する個別相談に対して、自立支援法・児童福祉法等に基づきサービス利用につなぎ支援します。	健康福祉部 相談支援事業所
障害者ケアマネジメント体制の構築	関係機関と連携を図り相談者に適切に対応します。サービス利用計画を作成し、生活改善を図るとともに楽しみのある生活維持を支援します。相談支援専門員は、研修や学習会に参加し資質向上に努めます。地域全体の相談支援体制の充実に努めるため関係機関との会議等を通じてネットワーク化を図ります。	健康福祉部 相談支援事業所 サービス提供事業所
南但馬自立支援協議会	平成 22 年朝来市と共同設置した南但馬自立支援協議会において、障害福祉に関する地域課題を検討し、地域全体の障害福祉の向上を目指します。	市役所関係部署 社会福祉協議会 教育委員会 サービス提供事業所
身体・知的・精神障害者相談員の活動支援	障害に関する正しい理解と知識普及のため、相談員の活動を支援します。	社会福祉課
相談窓口の周知	相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課

(参考) 相談支援事業の主な内容

1 総合的な相談支援

- ・福祉サービスの利用支援

(情報提供・アセスメント・ケア計画作成・サービス調整・個別支援会議等)

- ・社会資源を活用するための支援 (各種支援制度等に関する助言)
- ・社会生活の活力を高めるための支援 (人間関係・金銭管理・健康管理等)
- ・ピアカウンセリング¹⁾
- ・専門機関の紹介

2 社会資源の改善・開発にむけた調整

(2) 障害福祉サービス等の充実

各種サービス提供事業所と連携し、障害者自立支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図ります。また、生活安定のための経済的な支援や各種負担軽減制度により、障害者の生活の改善を図ります。

また、現行の障害者自立支援法は、平成 25 年 8 月までに廃止が決定されており、その後は「障害者総合福祉法(仮称)」の制定が予定されています。国の動向を注視しながらサービスの充実に努めます。

手続きの窓口

自立支援サービスに関すること

養父市社会福祉課 電話 079-662-3162

保育所入所の申し込み

養父市子育て支援課 電話 079-662-3348

移送サービスの申し込み

養父市社会福祉協議会 電話 079-662-0160

【障害者自立支援法に基づくサービス】

取り組み	内容	主担当
介護給付にかかわるサービスの推進	サービスと提供事業所確保等の基盤整備をすすめます。 ・居宅介護(訪問介護) ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援 ・療養介護 ・生活介護(デイサービス) ・短期入所(ショートステイ)・共同生活介護(ケアホーム) ・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援 等	社会福祉課 サービス 提供事業所

¹⁾ ピアカウンセリング：障害者が自らの体験に基づいて、他の障害者の相談に応じ、相談者と同じ立場から問題解決のための支援を行うこと。

訓練等給付に関わるサービスの推進	サービスと提供事業所確保等の基盤整備をすすめます。 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・児童発達支援事業 ・就労継続支援A型・B型 ・児童デイサービス	社会福祉課
補装具事業の実施	日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補完または代替するため補装具費の給付（購入・修理）を行います。	社会福祉課
自立支援医療の給付	精神疾患の通院医療費や、日常生活能力を回復するための関節形成手術等の医療費を補助します。	社会福祉課
地域生活支援事業の推進	障害者が有する能力と適性に応じて自立した日常生活を送れるように支援します。 必須事業 ・相談支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・成年後見制度事業 その他事業 ・日中一時支援事業等	社会福祉課

【その他の福祉サービス等の推進】

項目	内容	主担当
手当関係	特別障害者手当の支給	社会福祉課
	障害児手当の支給	社会福祉課
	特別児童扶養手当の申請	社会福祉課
手帳	手帳交付申請・進達	社会福祉課
共済	心身障害者扶養共済制度	社会福祉課
移送	障害者移送サービス利用助成事業	社会福祉課
	人工透析患者通院費助成	社会福祉課
	障害者福祉タクシー助成事業	社会福祉課
	高齢者等優待乗車証交付事業	高年福祉課
医療	重度心身障害者医療費助成事業	市民課

(3) 医療とリハビリテーションの充実

障害者が身近な地域で、適切な医療やリハビリテーションが受けられるように、医療機関等と連携して医療体制の充実を図ります。

医師不足が深刻化するなか、対象者の状態に応じたリハビリテーションの要望があります。病気の治療が必要な急性期は主に病院でのリハビリテーションが中心ですが、症状が落ち着き、慢性期や維持期と言われる時期には、自宅や施設等でのリハビリテーションに移行していきます。今後も医療・保健・福祉及び生活に関わる人々や関係機関がリハビリテーションの立場から協力しあって行う「地域リハビリテーション」を推進します。

市内の医療機関等

- ・病院 2カ所 公立八鹿病院 但馬病院
- ・開業医院及び診療所 17カ所
- ・歯科医院及び歯科診療所 10カ所
- ・老人保健施設 1カ所 ・特別養護老人ホーム 4カ所
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）2カ所
- ・小規模多機能型居宅介護（介護保険）2カ所
- ・介護療養型医療施設 1カ所 ・訪問看護事業所 1カ所

取り組み	内容	主担当
自立支援医療の給付（再掲）	身体機能障害を軽減するための血液透析療法、日常生活を回復するための関節形成手術等の医療費、精神疾患の通院医療費を支給します。	社会福祉課
介護保険制度による医療的ケアの提供	要介護認定を受けた障害のある人に対して介護保険制度のなかで訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等必要な医療的ケアを提供します。	高年福祉課
地域医療対策の推進	障害のある人をはじめ、すべての市民が安心して生活できるための医療環境及び救急診療体制を確保するため、医療機関等へ支援を行います。	健康福祉部
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、健診・相談等を行います。	社会福祉課 健康課
こころの健康づくり	養父市保健医療計画に基づき、こころの健康づくりを推進します。	健康課
専門的な歯科保健医療対策の推進	食べる、話す、声を出す等多くの機能維持には、障害者（児）の特性を理解した口腔ケアが必要です。一般歯科診療所では対応困難な障害者の専門的歯科保健医療の支援体制整備をすすめていきます。	社会福祉課 健康課

(4) 障害のある人に配慮した住まいの確保

地域で生活するためには、暮らしやすい住まいの場が必要です。
このため、障害者の地域生活への移行をすすめるためにグループホーム等の施設整備をすすめます。

市内の障害者支援施設
さつき福祉会「琴弾の丘」 養父市大屋町宮垣 224-67 電話 079-663-8510

取り組み	内容	主担当
グループホーム等の整備	住みなれた地域で継続して生活できるようグループホーム等の整備をNPO法人や社会福祉法人等と連携し進めます。	社会福祉課
家賃助成	グループホーム等の利用に対して家賃の一部を助成します。	社会福祉課

(5) 権利擁護制度の推進

障害者の自己選択・自己決定を支援するため、障害者自らの意思表示を尊重していく環境づくりをすすめます。

障害者が安心して生活できるよう福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及に努めます。また平成23年6月に成立した「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害者への虐待の防止に努め支援体制を整備します。

福祉サービス利用援助事業
養父市社会福祉協議会 養父市八鹿町下網場 320 電話 079-662-0160

取り組み	内容	主担当
福祉サービス利用援助事業	知的障害及び精神障害を持つ人が地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う日常生活自立支援事業を推進します。	社会福祉協議会
成年後見制度利用促進	「成年後見制度利用支援事業」を推進します。	社会福祉課 高年福祉課
障害者虐待防止に向けた体制の整備	障害者虐待防止に関する相談や通報窓口等の「養父市障害者虐待防止センター」を設置します。また、「障害者虐待防止対応マニュアル」を作成し、虐待防止のための知識普及とともに、関係機関との連携をすすめていきます。	社会福祉課 高年福祉課 社会福祉協議会

3 住みやすい環境の基盤づくり

(1) ユニバーサルデザイン¹⁾のまちづくり

障害者が地域で暮らすにあたり、住まいをはじめ外出時に不便なく移動や公共施設などが利用できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと民間企業や関係機関と連携し計画的にバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人々が利用しやすいようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

取り組み	内容	主担当
公営住宅の整備	新たに整備する公営住宅については、高齢者や障害のある人の利用を考え、段差解消や、浴室、トイレの利便性の向上を図ります。既存の公営住宅は状況に応じて整備します。	都市計画課
住宅改修支援	高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差解消等、居宅における改修支援をすすめます。	高年福祉課 社会福祉課
オストメイト対応トイレ整備事業	オストメイト ²⁾ の社会参加を一層促進するために、公共施設にオストメイト対応トイレの整備をすすめます。	社会福祉課
学校のエレベーターの設置	市内の小・中学校にエレベーターの設置をすすめていきます。	教育総務課

(2) 交通・移動支援サービスの整備

市内には、JR山陰本線及び路線バスが運行されていますが、利用者が大幅に減少しているため、本数も減少しています。地域が広大であり高齢者や障害のある人が外出しようとしても公共交通機関の整備が充分ではありません。

このため、移送サービス等の整備や移動支援サービスの充実を図っていきます。

取り組み	内容	主担当
地域生活支援事業の推進	個人やグループを対象とした個別の「移動支援事業」を実施します。また、重度身体障害者等の自動車改造費の一部を助成します。	社会福祉課
移動支援サービス	様々な制度の有効活用のため、関係機関とともにサービスの充実を図ります。	社会福祉課
公共交通機関を利用しやすい環境づくり	八鹿駅舎のバリアフリー化、低床バスの導入促進など、関係機関との連携により公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。	社会福祉課

¹⁾ ユニバーサルデザイン：はじめから、障害の有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとするもの。

²⁾ オストメイト：癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部 - ストーマ（人工肛門・人工膀胱） - を造設した人のことをいう。単に人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

市内の移動支援事業所

かるべの郷 さざんか

養父市十二所 871

電話 079-664-1875

養父市社会福祉協議会

養父市八鹿町下網場 320

電話 079-662 0160

(3) 緊急・災害対策の整備

災害発生時において、障害者が安全に避難でき、災害による被害を最小限にとどめることのできる支援体制整備が重要な課題です。地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障害者の迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう支援体制づくりに努めます。

社会福祉協議会と共同で市内全地区の要援護者台帳整備とマップの作成を行い、有効活用できるよう取り組みを一層推進します。また、福祉避難所として、市内の各特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者入所施設等と協定を交わして緊急時の避難体制整備をすすめていきます。

各地域で災害に備えた避難訓練が、防災意識とともに、地域を考える機会として、全住民参加型の「地域づくり」になるようすすめていきます。

(災害時対応のポイント)

- 1 災害や避難情報を確実に市民に伝達できる仕組みづくり
- 2 要援護者情報の収集・整理・共有・活用する仕組みづくり
- 3 要援護者の避難計画の具体化

取り組み	内容	主担当
災害情報伝達	災害時に必要な情報の提供に努めます。情報入手、発信が困難な視覚・聴覚障害者に、緊急時、ファックスやメール等で情報提供します。	総務課 情報センター
自主防災意識の育成	市内全地区に自主防災組織は結成されています。各地域の自治協議会等の活動を通じて、全住民参加の防災訓練等を行い、さらなる防災意識の向上や地域づくりを図ります。	総務課 まちづくり課 各地区自治協議会
地域防災体制の充実	要援護者台帳や防災福祉マップ作成過程での話し合いを活かし、各区長や民生委員、民生協力委員、福祉委員等各地区役員、社会福祉施設、ボランティア団体、各地区の自治協議会等の相互扶助組織等関係者の連携体制づくりを進め、地域ぐるみでの防災体制整備をすすめます。	総務課 社会福祉課 まちづくり課 社会福祉協議会 各地区自治協議会
災害時避難体制の充実	養父市防災マニュアルを基に、個人情報保護に留意しながら具体的な支援体制整備を進めます。 また、福祉施設との連携・協力により緊急一時避難場所の確保に努めます。障害者に配慮した避難所の整備、運営を図ります。	総務課 社会福祉課 まちづくり課 社会福祉協議会 各地区自治協議会

(4) 情報伝達体制の整備

日常生活を安心、安全に送るためには、様々な情報が必要です。障害者への伝達方法を工夫することで障害のある人もない人も不安なく生活できるよう支援していきます。

取り組み	内容	主担当
多様な伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none">・ケーブルテレビの情報伝達に字幕挿入を進めます。・緊急時対応としてファクスの活用や携帯電話などからのメール送信を検討します。・学校からの迅速な連絡のため、必要時には保護者へのメール配信を進めていきます。・市の広報誌やホームページで福祉サービスや各種制度等に関する情報提供を行います。・ボランティア等の協力を得ながら、市広報誌の点字化及び音声化（ケーブルテレビで放送中）に努めます。	情報センター 教育委員会
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うことで、視覚、聴覚・言語等に障害のある人のコミュニケーションを支援します。・手話通訳者や要約筆記者等の広域的な登録制度について検討します。	社会福祉課

基本目標 2 生きがい・社会参加の環境づくり

1 雇用・就労の基盤づくり

(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

公共職業安定所や商工会、南但馬自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業やサービス提供事業所等への働きかけにより、障害者の雇用・就労の場の拡大に努めます。

取り組み	内 容	主担当
職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進	公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進をすすめます。	社会福祉課 ハローワーク
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	ハローワークや就業センターなど関係機関とともに、市内の事業所に障害者の雇用にかかる支援制度の周知を図るとともに、障害や障害のある人に対する正しい理解についての啓発に努めます。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター 商工観光課
公共機関における雇用拡大の促進	公共機関における障害種別にかたよらない雇用の拡大を促進します。	市役所他

(2) 多様な就労支援

障害のある人の就労機会の拡大を図るため、関係機関とネットワーク化を図ります。

取り組み	内 容	主担当
障害者就労支援の推進	障害者就業・生活支援センターと連携し就業相談や就労支援、職場定着支援など総合的に支援します。 障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ（職場適応援助者） ¹⁾ やジョブサポーター ²⁾ 等の周知を図り、利用をすすめていきます。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター
障害者職場実習等の推進	トライアル雇用 ³⁾ などを活用し、雇用にむけた実習体験等の推進を図ります。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター
福祉的就労の充実	障害のある人がその状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所等関係機関と連携を図ります。	ハローワーク サービス提供事業所

¹⁾ ジョブコーチ：障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者。障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

²⁾ ジョブサポーター：障害者、企業双方のサポートを行う有償ボランティアのこと。

³⁾ トライアル雇用：ハローワークが紹介する障害者等を、短期間（原則として3ヶ月間）試用雇用することにより相互の理解を深め、本採用へとつなげていく制度。

事業主や職場の理解	事業主や職場の人が障害者の雇用に関する理解と認識を深めることができるようにハローワーク等関係機関との連携により普及啓発を図ります。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター
-----------	---	---------------------------

2 文化・スポーツ活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。

関係機関と連携し、障害者を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座等の活動を促進し、地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内容	主担当
スポーツ大会・レクリエーション教室の開催	スポーツ大会やレクリエーション教室開催を支援します。	社会福祉課
活動機会の確保	障害に応じて誰もが楽しめるスポーツやレクリエーションの普及や活動しやすい環境づくりをすすめます。	社会教育課 社会福祉課
旅行開催支援	「希望の旅」等、障害者が安心して参加できるよう支援協力します。	社会福祉課
文化・芸術活動への支援	文化・芸術関係講座の開催及び作品展示等、障害者の文化活動を支援します。	社会教育課 社会福祉課

基本目標3 共に支えあう環境づくり

1 広報・啓発の充実

(1) 障害者への理解の促進

共に生活していくために障害や障害のある人を正しく理解することが大切です。
様々な機会を活用して、啓発、広報を行います。

取り組み	内 容	主担当
障害者週間・人権週間等の活用	関係機関と連携して障害のある人をはじめ、あらゆる人権の尊重を啓発します。	人権推進課
広報媒体の活用	市の広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等、多様な方法で障害や障害のある人に対する市民の理解の促進を図ります。	情報センター 社会福祉課
団体や市民各層との協働による啓発	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者団体等との連携を強化し、啓発活動の促進を図ります。	社会福祉課

(2) 福祉教育の推進

各学校で実施されている福祉の体験学習や活動などを通じて、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、地域での学習機会の充実を図ります。

取り組み	内 容	主担当
学校における福祉教育の推進	車いす、アイマスク、聴覚障害等の疑似体験や障害のある人の体験談を聞く機会や交流等をカリキュラムに位置付け、「総合的な学習」を活用して理解を深める環境づくりに努めます。	学校教育課 社会福祉課 社会福祉協議会
人権教育事業の推進	様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修会等を開催します。	学校教育課 社会教育課 人権推進課 社会福祉課

2 障害福祉にかかわる団体等の活動支援

交流や情報交換、相互支援、情報発信等を目的に当事者団体が活動しています。しかし、組織への加入を希望しない人の増加や個人情報保護による参加対象者の把握が困難になっている等の課題もあります。

当事者が生きいきとした生活を送れるよう、今後も各活動について支援協力していきます。さらに、今後は福祉施設やサービス提供事業所等とも連携しながら継続して支援していくことが必要です。

市内の障害福祉に関わる団体

- ・養父市身体障害者福祉会
- ・養父市手をつなぐ育成会
- ・ゆうきの会（市内在住の精神障害者をもつ家族のつどい）
- ・なんたんひまわり家族会（朝来市・養父市合同の精神障害者家族会）
- ・LD親の会ハートtoハート
- ・わくわくWILL（対象者は但馬全体、重度心身障害児・者のつどい）

3 障害福祉にかかわる人材の育成

近年、障害についてはその種別により抱える問題や、治療方法などが、多様化・複雑化しています。こうした状況を当事者が、適切に伝えられるようにコミュニケーション方法を充実するため、手話通訳者や要約筆記者等の人材養成を広域的に検討します。

取り組み	内容	主担当
養成講座及び研修会	手話通訳者や要約筆記者等の養成や、その後の研修会を関係機関とともにすすめていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会

第5章 計画を推進するために

1 計画の周知

家庭、地域、学校、企業などにおいて、市民の主体的・積極的な取り組みを促進するため、ダイジェスト版の作成・配布、市ホームページへの掲載など、本計画の周知に努めます。

2 推進体制づくり

(1) 庁内の連携

本計画を着実に推進していくために、福祉、保健、教育関係だけでなく、総務、情報センター、都市整備等多くの部局と連携を図り市全体で、障害者福祉の支援体制整備をすすめていきます。また、必要に応じて計画内容の見直し等を含めた検討を行います。

(2) 住民・関係団体との連携

本計画の推進は行政だけでできるものではなく、行政や市民、団体がそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要です。

障害や障害者（児）への正しい理解の普及を図ると共に、障害のある人もない人も共に豊かな地域生活の実現にむけて努めていきます。

(3) 計画の進行管理

計画の進捗状況の把握、検証を社会福祉課が中心となり行います。そのため、計画に掲げた各種障害者施策の推進にあたり、障害者団体、保健・医療関係者、教育関係者、雇用関係者、社会福祉協議会、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等で構成される「南但馬自立支援協議会」からの提言を踏まえ、障害福祉推進を進めます。

また、「障害者総合福祉法(仮称)」制定により、計画の見直しの必要性が生じた場合は検討します。

(4) 国・県との連携

障害者施策は国や県の制度に基づくものが多く、今後も国や県の動向を注視し連携を図りながら施策の推進に努めます。